

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

1 通行の制限又は遮断

- (1) 動物衛生課と協議の上、家畜保健衛生所は、高病原性鳥インフルエンザ等の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係市町村の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
- (2) 法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。
- (3) 家畜伝染病予防法施行令第5条の規定に基づき行う通行の制限又は遮断の手続、掲示等の方法については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 移動制限区域及び搬出制限区域の設定等

県畜産課は、農林水産省から高病原性鳥インフルエンザ等の患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、家きん等の移動及び家きん集合施設の開催等の制限を行うため、病原性に応じて、移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定し、告示を行う。

高病原性鳥インフルエンザ等の発生に伴う制限区域の設定は、本病のまん延防止を図る上で極めて重要かつ不可欠な手段であるとともに、緊急性を伴う措置である。制限を徹底させるため、地域住民、警察署等の関係者への的確な説明を行い、理解と協力を得た上で、迅速かつ効果的に実施する。

なお、制限区域内又は区域外に関わらず防疫上必要な場合は制限を行うことがある。

また、次の（1）及び（2）の設定については、主に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合を想定して記載し、低病原性鳥インフルエンザが発生した場合の範囲等については、（低病原性：〇〇）として記載することとする。

制限の対象：家きん、家きん卵、死体、排せつ物、敷料、飼料、道具など

移動制限：対象物を農場から動かすことができない

搬出制限：対象物を区域から外に出すことができない

（1）移動制限区域

ア 区域の範囲

原則として、動物衛生課と協議の上、次のとおり範囲を設定する。

（ア）県畜産課は、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3km以内（低病原性：半径1km以内）の区域について、家きん等（制限の対象：p95）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。

ただし、病性の判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

（イ）県畜産課は、発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径10km以内（低病原性：半径5km以内）の区域を移動制限区域として設定する。なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、10km（低病原性：半径5km）を超えて設定する。

（ウ）移動制限区域が隣県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該県の間で十分に協議を行う。

(2) 搬出制限区域

ア 区域の範囲

原則として、動物衛生課と協議の上、次のとおり範囲を設定する。

(ア) 県畜産課は、原則として、発生農場を中心とした半径 10km 以内（低病原性：半径 5 km 以内）の移動制限区域に外接する区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

(イ) なお、(1) のアの(イ)場合には、移動制限区域の外縁から 10km 以内（低病原性：5 km 以内）の区域について、搬出制限区域として設定する。

(3) 食鳥処理場で発生した場合

県畜産課は、食鳥処理場に所在する家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

ア 原則として、当該食鳥処理場を中心とした半径 1 km 以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ 当該家きんの出荷元の農場を中心として、(1) 及び(2)と同様に移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

(4) 制限区域の設定方法

ア 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

イ 移動制限区域又は搬出制限区域が複数の県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該県の間で十分に協議を行う。

ウ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

(ア) 制限区域内の家きんの所有者、市町村及び関係機関への通知

(イ) 報道機関への公表等を通じた広報

(ウ) 主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域それぞれとの境界地点での標示

(5) 制限区域設定に係るその他の留意事項

ア 移動制限区域及び搬出制限区域については、県畜産課はその設定について公示し、その都度関係機関に通知するとともに、報道機関等を通じて広報し、その境界の主要幹線道路にその旨を標示する。

イ 主要幹線道路等に必要な消毒ポイントを設置し、家畜防疫員の指示に基づき飼料運搬車両等の畜産関連車両に対する消毒を実施する。

ウ 県畜産課は制限の履行の監視及び消毒ポイントの円滑な運用を図るため、運送業者へ制限区域を通知し、次の指導事項について協力を要請する。

(ア) 養鶏関係車両は、可能な限り制限区域内を通過しない。

(イ) 運搬ルート決定に当たっては、必ず消毒ポイントを通過する。

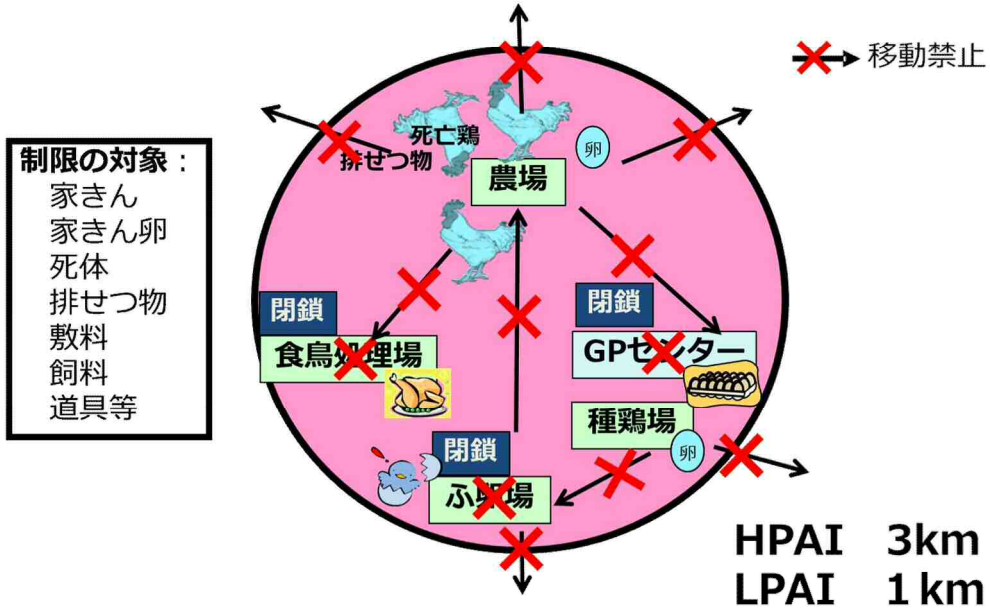
- (ウ) 制限区域内に飼料を運搬する際には、中継基地を設け、制限区域内専用車両を用いるよう検討する。
- エ 農場，食鳥処理場等は関係する車両の運搬ルートや消毒ポイント通過の確認を徹底する。

(6) 公共交通機関等

- ア 制限区域において、鉄道が敷設されているとき、又は当該場所の一部が空港若しくは港の区域を含むときは、県対策本部はこれらの施設を管理する者と協議する。
- イ 制限区域内を高速道路等が横断する場合、県対策本部は区域内に存在する各インターチェンジにおける消毒マットの設置等による車両消毒の実施を高速道路等の道路管理者に要請する。
また、インターチェンジ付近の主要幹線道路上に消毒ポイントを設置し、高速道路へ進入する畜産関係車両の消毒を徹底して行う。

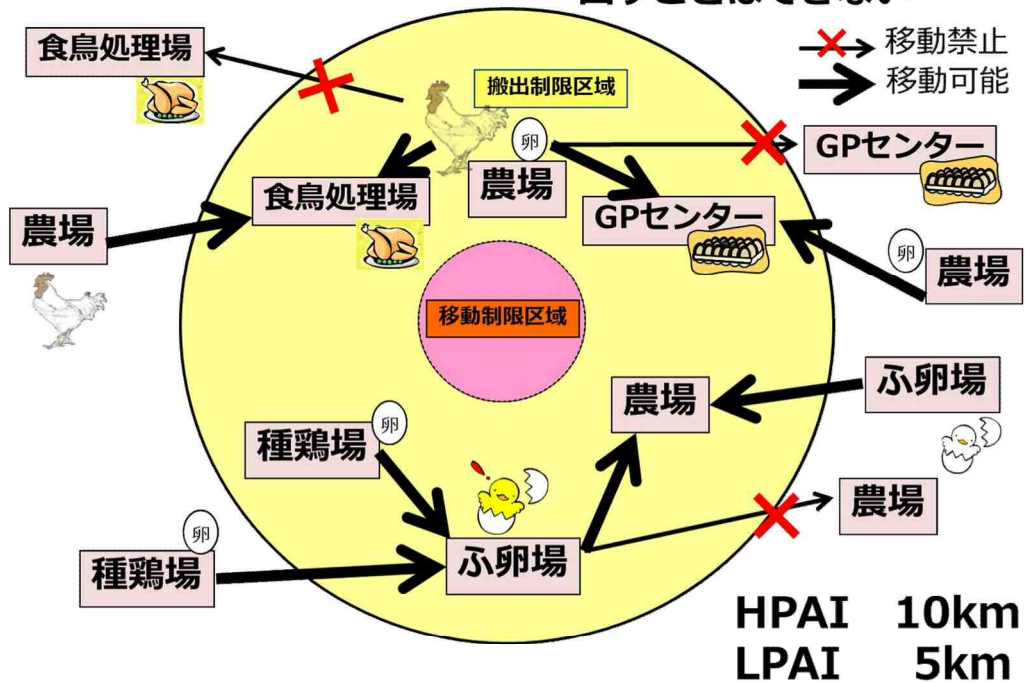
移動制限区域

➤ 農場等から制限対象物を動かすことはできない



搬出制限区域

➤ 制限区域から対象物を出すことはできない



2 制限区域内農家等への周知

(1) 家きんの所有者への連絡

県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家きんの所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

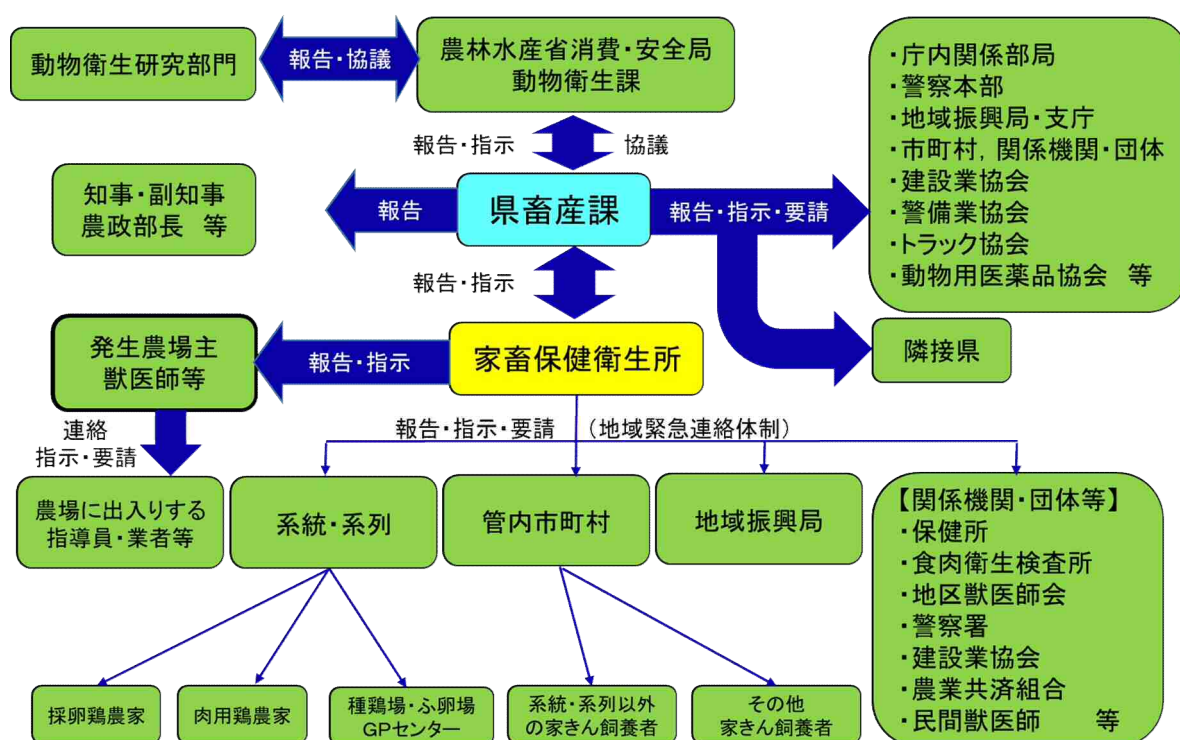
移動制限及び搬出制限区域内の農場等に対しては、より迅速に情報を提供することが本病のまん延防止を図る上できわめて重要である。

各関係機関及び団体は事前に緊急連絡網を作成し、疑似患畜決定時には連携の上、速やかに制限区域内の全ての家きん飼養農場及び家きん以外の鳥類の所有者へ次のことを周知する。①発生概要、②制限区域内の農場であること、③今後の検査スケジュール等の防疫措置、④制限内容、⑤毎日の健康観察の徹底と、死亡羽数の家畜保健衛生所への報告（移動又は搬出制限の解除日まで）、⑥農場の出入口に踏込消毒槽の設置確認、⑦農場内に入る車両及び機材等の入退場時の消毒の徹底。

この他に指導すべき事項については、次の留意事項（p93, 94）に記載する。

病性等判定時の連絡体制

（発生事実、移動制限・自粛）



(2) 制限区域内の農場への指導

県は、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜が確認された場合には、制限区域内の全ての家きんの所有者を対象に、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、次のアからウまでに掲げる異状を確認した場合にあっては、直ちに、その旨を報告するよう求める。また、法第 52 条の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数を移動又は搬出制限の解除日まで報告するよう求める。

ア 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。

イ 家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染家きんが呈する症状を確認した場合

ウ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合又はまとまってうずくまっていることを確認した場合

※ ただし、ア及びウについて、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

【留意事項】 移動制限区域内での指導事項

家畜防疫員は、移動制限区域内において、次に掲げる者に対し、それぞれ次に定める事項について関係者への指導を行う。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

1 家きんの所有者

- (1) 家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。
- (2) 農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。
- (3) 家きん舎の出入口、家きん舎周辺及び家きん衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること。
- (4) 家きん舎内については、高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスに効果のある消毒薬を用いて消毒すること。

2 獣医師等の畜産関係者

- (1) 携行する器具及び薬品は、最小限とすること。
- (2) 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (3) 消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること。
- (4) 車両の農場の敷地内への乗入れを自粛すること。
- (5) 移動経路を記録し、保存すること。

3 飼料輸送業者・集卵業者

- (1) 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- (3) 複数の農場を連続して配送又は集卵を行わないこと。
- (4) 配送経路を記録し、保存すること。

4 家きん取扱業者・廃鶏取扱業者

- (1) 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- (3) 複数の農場を連続して配送又は集荷を行わないこと。
- (4) 配送経路を記録し、保存すること。

5 死亡鳥取扱業者

- (1) 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- (3) 原則として、農場の出入口で受渡しを行うこと。
- (4) 配送経路を記録し、保存すること。

6 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設 車両の消毒を徹底すること。

3 制限区域の変更

(1) 制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

(2) 制限区域の縮小

原則として、発生農場を中心とした半径 3 km（低病原性：半径 1 km）の区域を超えて移動制限区域の設定又は拡大を行った場合であって、発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径 3 km（低病原性：半径 1 km）まで縮小することができる。その際、発生農場を中心とした半径 10km 以内（低病原性：半径 5 km 以内）の移動制限区域に外接する区域をそれぞれ搬出制限区域として設定する。

4 制限区域の解除

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

ア 移動制限区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

- (ア) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第 16 条に基づくと殺、法第 21 条に基づく死体の処理、法第 23 条に基づく汚染物品の処理及び法第 25 条に基づく家きん舎等の消毒（1 回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後 10 日が経過した後に実施する清浄性確認検査により全て陰性を確認すること。

※ 清浄性確認検査は原則半径 3 km の移動制限区域内の農場が対象。なお、検査の結果、全て陰性を確認した場合、イの「搬出制限区域」解除の協議

ができる。

(イ) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 21 日が経過していること。

※ 防疫措置終了後 21 日経過後に解除

イ 搬出制限区域

アの(ア)の清浄性確認検査により全て陰性を確認した場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

※ 防疫措置終了後 10 日経過後に解除

(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

ア 移動制限区域

高病原性鳥インフルエンザの場合と同様に、(1)のアの要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

※ 病性の判定後、原則 24 時間以内に行われる発生状況確認検査での陰性結果をもってイの「搬出制限区域」は解除されるため、清浄性確認検査は移動制限区域(原則半径 1 km)の農場が対象

※※ 防疫措置終了後 21 日経過後に解除

イ 搬出制限区域

発生状況確認検査において、制限区域内の全ての農場で陰性を確認した場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

※ 発生状況確認検査は病性の判定後、原則 24 時間以内の制限区域(原則半径 5 km)の農場が対象

※※ 原則 24 時間以内の発生状況確認検査後に解除

5 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた家きん
- (2) 家きん卵(ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。)
- (3) 家きんの死体
- (4) 家きんの排せつ物等
- (5) 敷料、飼料、家きん飼養器具(農場以外からの移動は除く。)

6 制限の対象外

(1) 移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷

ア 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、食鳥処理場の再開（第10の4の(1)（p108））により事業を再開した移動制限区域内の食鳥処理場に出荷することができる（移動制限区域外の食鳥処理場には出荷できない。）。

(ア) 当該農場について、発生状況確認検査により陰性が確認されていること。

(イ) 出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検査により陰性と確認された家きんと同一の家きん舎であること。

【留意事項】家きんの食鳥処理場への出荷のための遺伝子検査の検体数

出荷する家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあっては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。）また、死亡家きんがない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に気管スワブ及びクロアカスワブを検体として採材する。

イ 家きんの移動時には、次の措置を講ずる。

(ア) 食鳥処理をする当日に移動させる。

(イ) 移動前に、臨床的に農場の家きんに異状がないか確認する。

(ウ) 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

(エ) 荷台は、羽毛等の飛散を防止するために、ネット等で覆う。

(オ) 車両は、他の家きんの飼養場所を含む関連施設に進入しない。

(カ) 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

(キ) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

(ク) 移動経過を記録し、保管する。

(2) 移動制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンター（液卵加工場を含む。）への出荷

臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の家きん卵（種卵を除く。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内のGPセンターの再開（第10の4の(2)（p109））により事業を再開したGPセンター又は移動制限区域外にあるGPセンターに出荷することができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

【留意事項】制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンターを経由しない出荷について

制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンターを経由しない直販所等での販売については、動物衛生課と協議の上、販売前に家きん卵を洗浄・消毒することにより、GPセンターへのお荷とみなすことができる。

ア 動物衛生課への協議文書

イ 農場から家畜保健衛生所への対象外協議書

ウ 家きん卵出荷計画書

エ 初回出荷予定日の当日又は前日、全ての飼養家きんに異常がないことを確認後家きん卵移動指示書（正副2通）を発行（1通は家畜保健衛生所で保管）

オ 毎日の家きん卵出荷に係る報告徴求

カ 家きん卵のお荷のための検査の検体数

（ア）気管スワブ及びクロアカスワブについては、家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあつては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に、遺伝子検査の検体として採材する。血液については、家きん舎ごとに生きた家きん5羽を対象に、血清抗体検査の検体として採材する。

（イ）本検査の結果のうち、血清抗体検査の結果は発生状況確認検査の結果とみなすことができる。

（3）移動制限区域内の種卵のふ卵場又は検査等施設（大学、家畜保健衛生所等）への出荷と当該種卵から生まれた初生ひなの出荷

ア 臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査（前述（2）のカの（ア）の検査）により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の種卵は、動物衛生課と協議の上、次の要件に該当するふ卵場又は検査等施設にお荷することができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

（ア）移動制限区域内のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

a ふ卵場の再開（第10の4の（3）（p110））により事業を再開したこと。

b 移動制限区域内の農場からお荷された種卵から生まれた初生ひな（ふ化後72時間以内のひなのことをいう。以下同じ。）をお荷する（お荷先の農場の所在地を問わない。）場合には、次の要件に該当するものであること。

と。

- (a) 当該初生ひなの種卵の出荷元の農場で本病の患畜又は疑似患畜が確認されていないこと。
- (b) ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けており、ロットごとで区分管理されていること。
- (c) 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。
 - ・臨床検査
 - ・当該ふ卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査

【留意事項】ふ卵場からの初生ひな（ふ化後 72 時間以内のひなのことをいう。）

の出荷のための簡易検査の検体数

- 1 死ごもり卵を中心に 25 検体を採材すること。
- 2 5 検体を 1 プールとして、5 プール検体の検査を実施すること。
- 3 採材に当たっては、異常卵の増加の有無等の臨床検査を確実に行うこと

(イ) 移動制限区域外のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

- a 移動制限区域外であっても、移動制限区域内ふ卵場再開要件のいずれにも該当すること及び移動制限区域内ふ卵場再開後遵守事項の全ての事項を遵守していることを家畜防疫員が確認したこと。
- b (ア) の b に該当すること。

※ 種卵の出荷元の農場で鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜が確認されず、ふ卵器の消毒やロット区分管理がされていること、出荷日に家畜防疫員が臨床検査や死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査により陰性が確認されていること。

(ウ) 移動制限区域内又は移動制限区域外の検査等施設で次の要件のいずれにも該当するものであること。

- a 施設内で移動制限区域内から受け入れた種卵をふ化させないこと。
- b 施設の管理責任者、施設の所在地、施設における種卵の使用目的及び使用後のウイルスの不活化に適した処理方法が県によって把握されていること。

イ アの種卵（移動制限区域内）から生まれた初生ひなを移動制限区域内のふ卵場から出荷する場合（出荷先の農場の所在地を問わない。）及び移動制限区域内の農場に出荷する場合（出荷元のふ卵場の所在地を問わない。）には、次の措置を講ずる。

(ア) 密閉車両を用いる。

(イ) 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

(ウ) 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利

用しない移動ルートを設定する。

(エ) 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(オ) 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類（様式編 p22）を携行し、消毒ポイント等で提示する。

(カ) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

(キ) 移動経過を記録し、保管する。

(4) 移動制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）の出荷

ふ卵場の再開（第 10 の 4 の（3）（p110））により事業を再開した移動制限区域内のふ卵場の初生ひなであって移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は移動制限区域外の農場に出荷することができる。

この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

オ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類（様式編 p22）を携行し、消毒ポイント等で提示する。

カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

キ 移動経過を記録し、保管する。

(5) 搬出制限区域内の家きん、家きん卵（種卵を含む。）及び初生ひなの食鳥処理場、GPセンター（液卵加工場を含む。）、ふ卵場、農場、検査施設等への出荷

ア 家きん

搬出制限区域内の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外（移動制限区域でも搬出制限区域でもない区域）の食鳥処理場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(ア) 動物衛生課への協議文書

(イ) 農場から家畜保健衛生所への対象外協議書

(ウ) 消毒ポイントを含む運搬ルート

(エ) 出荷予定日の当日又は前日、全ての飼養家きんに異常がないことを確認後家きん移動指示書（正副 2 通）を発行（1 通は家畜保健衛生所で保管）

イ 家きん卵（種卵を含む。）

搬出制限区域内の農場の家きん卵は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外の GPセンター（液卵加工場を含む。）、ふ卵場又は検査施設（（3）のアの（ウ）に該当するものに限る。）に出荷することができる（搬

出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。)

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ウ 初生ひな

搬出制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の種卵から生まれたものに限る。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外の農場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。ただし、移動制限区域内の農場に出荷する場合には、次の措置を講ずる。

(ア) 密閉車両を用いる。

(イ) 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

(ウ) 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(エ) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

(オ) 移動経過を記録し、保管する。

(6) 制限区域外の家きん、家きん卵（種卵を含む。）、初生ひなの食鳥処理場、GPセンター（液卵加工場を含む。）、ふ卵場、農場、検査施設等への出荷

ア 家きん

制限区域外の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の食鳥処理場に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

イ 家きん卵（種卵を含む。）

制限区域外の農場の家きん卵は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内のGPセンター（液卵加工場を含む。）、ふ卵場又は又は検査施設（(3)のアの(ウ)に該当するものに限る。）に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ウ 初生ひな

制限区域外のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

(ア) 密閉車両を用いる。

(イ) 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

(ウ) 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(エ) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

(オ) 移動経過を記録し、保管する。

(7) 制限区域内の家きんの死体等の処分のための移動

ア 発生状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家きんに臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家きん死体、敷料、飼料、排せつ物等について、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等に移動することができる。

イ 移動時には、次の措置を講ずる。

(ア) 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。

(イ) 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。

(ウ) 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

(エ) 複数の農場を連続して配送しないようにする。

(オ) 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

(カ) 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類(様式編p22)を携行し、消毒ポイント等で提示する。

(キ) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

(ク) 移動経過を記録し、保管する。

ウ 焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。

(ア) 運搬車両から死体等投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

(イ) 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

(ウ) 焼却又は化製処理において、死体等の投入が完了した後直ちに、焼却施設等の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

(8) 制限区域外の家きんの死体の処分のための移動

制限区域外の農場の家きんの死体について、県畜産課は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、

(7)のウの(ア)から(ウ)までの措置を講ずる。

(9) 制限区域外の家きん等の通過

制限区域外の農場の家きん等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、食鳥処理場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(10) 異状発見時の措置

上記の移動制限の対象外となり、家きん、家きん卵又は初生ひなの移動を行っている農場又はふ卵場に、何らかの異常（p17）が認められた場合には、直ちに、家きん、家きん卵及び初生ひなの移動を禁止する。

当該禁止は、高病原性鳥インフルエンザ等による症状でないことが明らかとなるまで、継続する。

移動・搬出制限の対象外の概要

出荷元	出荷先	食用家きん	食用卵	種卵	初生ひな (移動制限内の種卵に由来)	初生ひな (移動制限外の種卵に由来)	家きんの死体
		農場 ↓ 食鳥処理場	農場 ↓ GPセンター	農場 ↓ ふ卵場	ふ卵場 ↓ 農場	ふ卵場 ↓ 農場	農場 ↓ 焼却施設等
移動制限区域	移動制限区域	▲(1) 再開	▲(2) 再開	▲(3)ア(ア) 再開	▲(3)イ 書類	△(4) 書類	△(7) 書類
	搬出制限区域	×	▲(2)	▲(3)ア(イ) 要件	▲(3)イ 書類	△(4) 書類	△(7) 書類
	制限区域外	×	▲(2)	▲(3)ア(イ) 要件	▲(3)イ 書類	△(4) 書類	△(7) 書類
搬出制限区域	移動制限区域	△(5)ア 再開	△(5)イ 再開	△(5)イ 再開	▲(3)イ 書類	△(5)ウ	△(7) 書類
	搬出制限区域	○	○	○	▲(3)ア(イ)	○	△(7) 書類
	制限区域外	△(5)ア	△(5)イ	△(5)イ	▲(3)ア(イ)	△(5)ウ	△(7) 書類
制限区域外	移動制限区域	△(6)ア 再開	△(6)イ 再開	△(6)イ 再開	▲(3)イ 書類	△(6)ウ	△(8)
	搬出制限区域	○	○	○	▲(3)ア(イ)	○	△(8)
	制限区域外	○	○	○	▲(3)ア(イ)	○	△(8)

○: 条件なしで移動可能

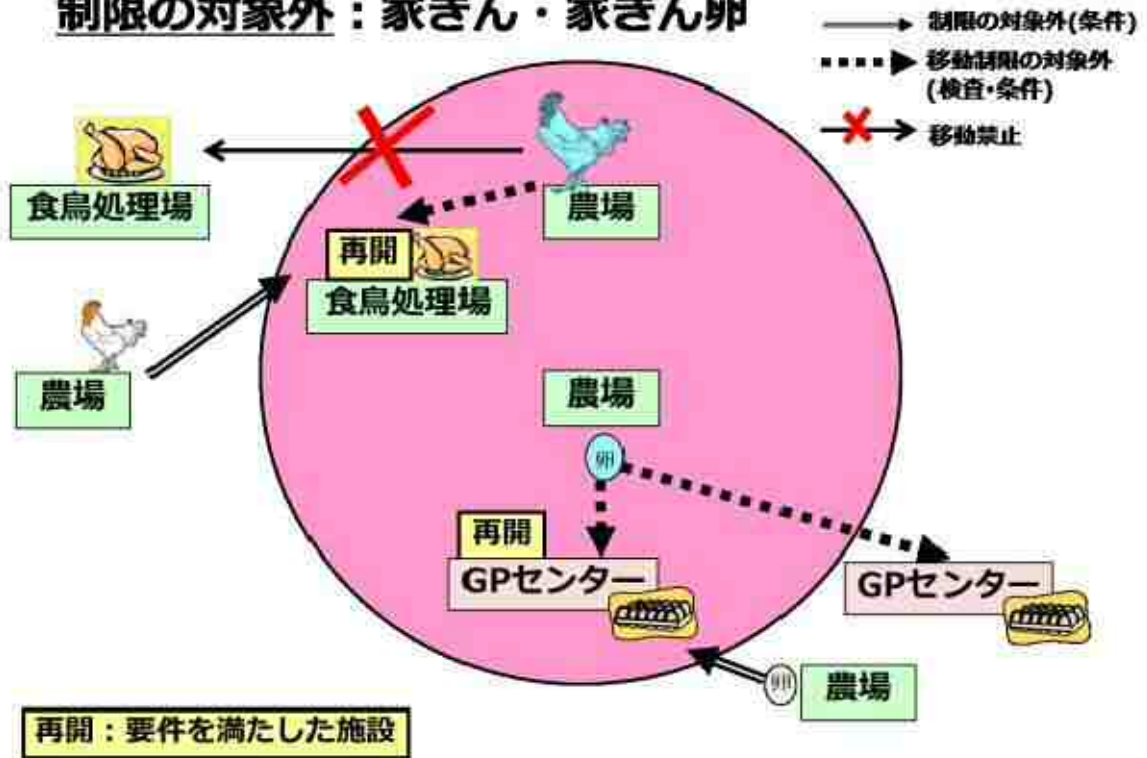
△: 条件付きで移動可能

(再開: 第10の4 要件を満たした施設, 要件: 再開と同じ要件を満たした施設, 書類: 移動制限除外証明書)

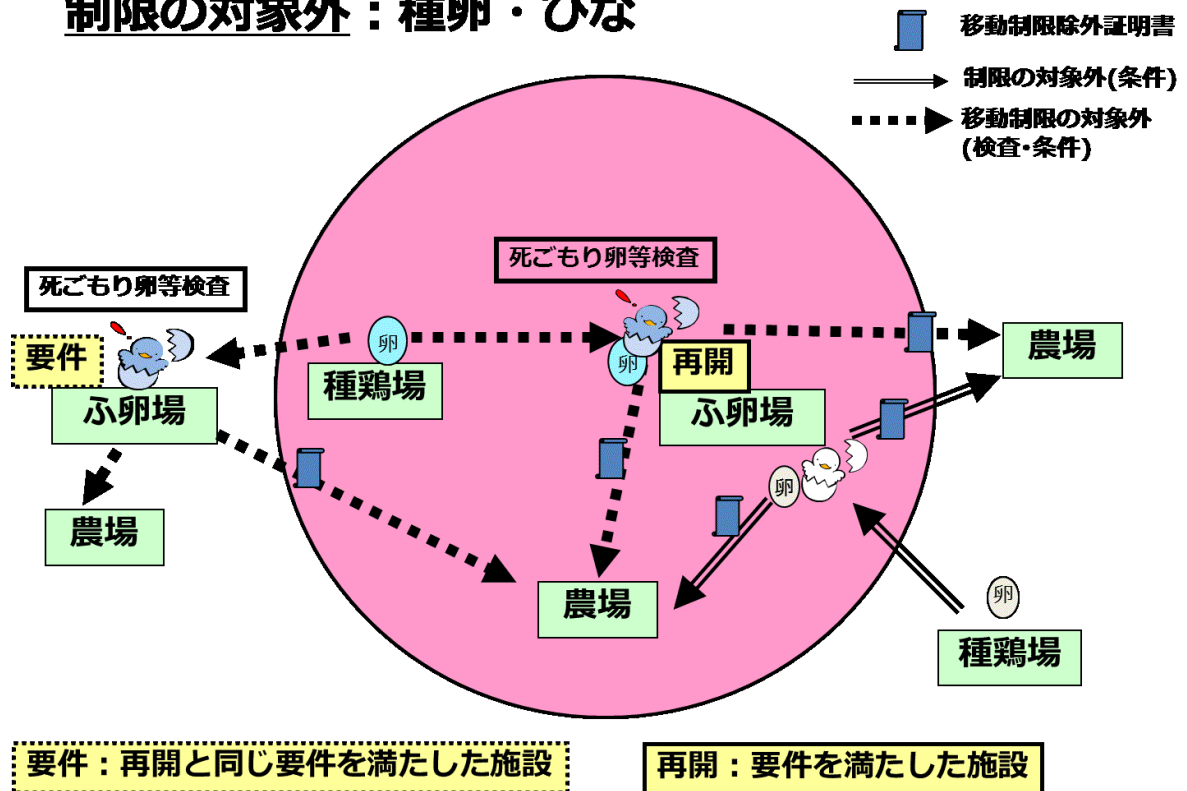
▲: 検査・条件付きで移動可能

×: 移動不可

「移動制限区域」における
制限の対象外：家きん・家きん卵

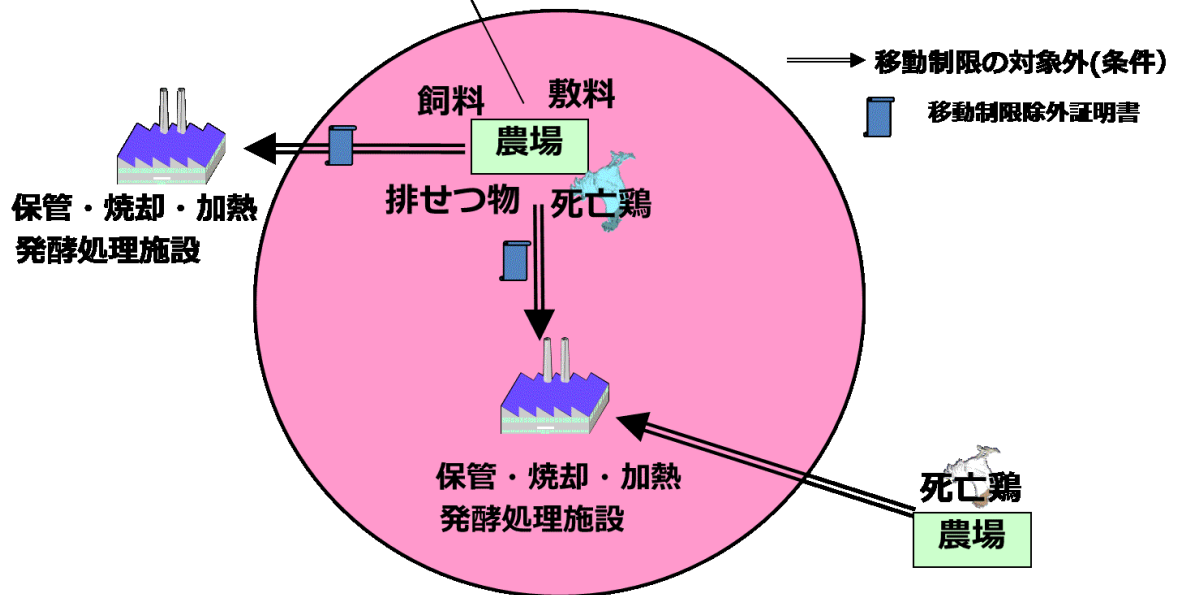


「移動制限区域」における
制限の対象外：種卵・ひな

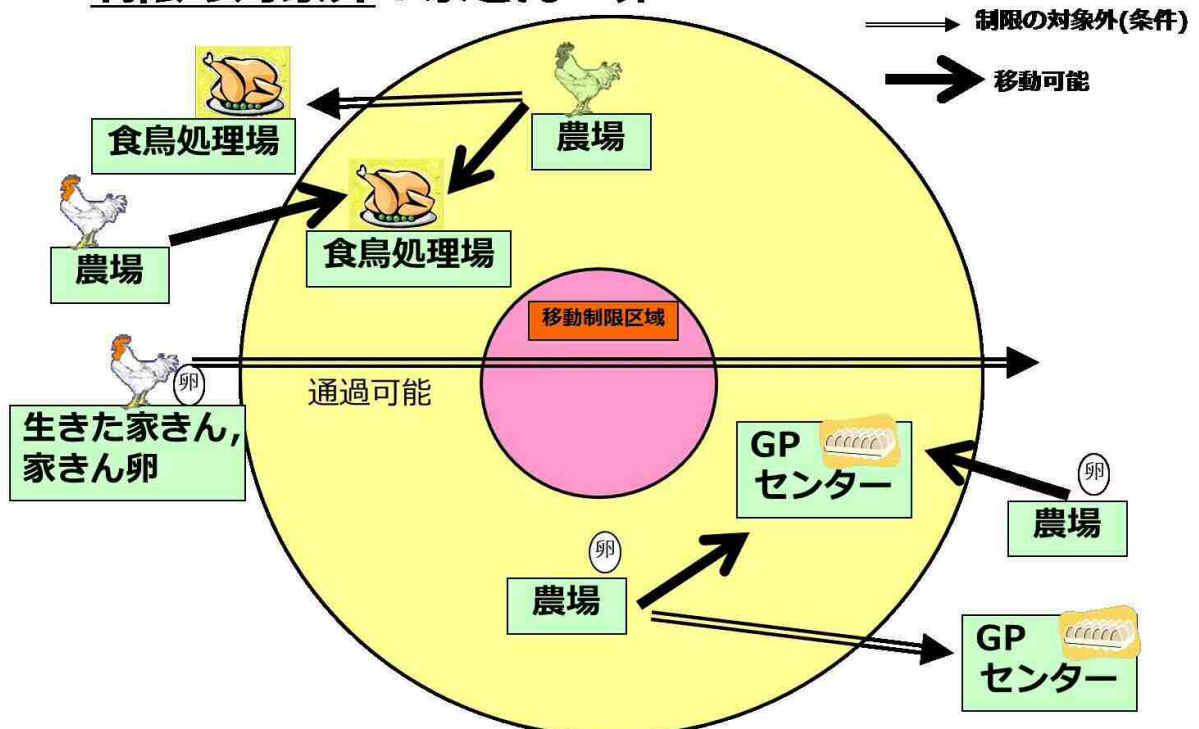


「移動制限区域」における 制限の対象外：死体・敷料・飼料・排せつ物等

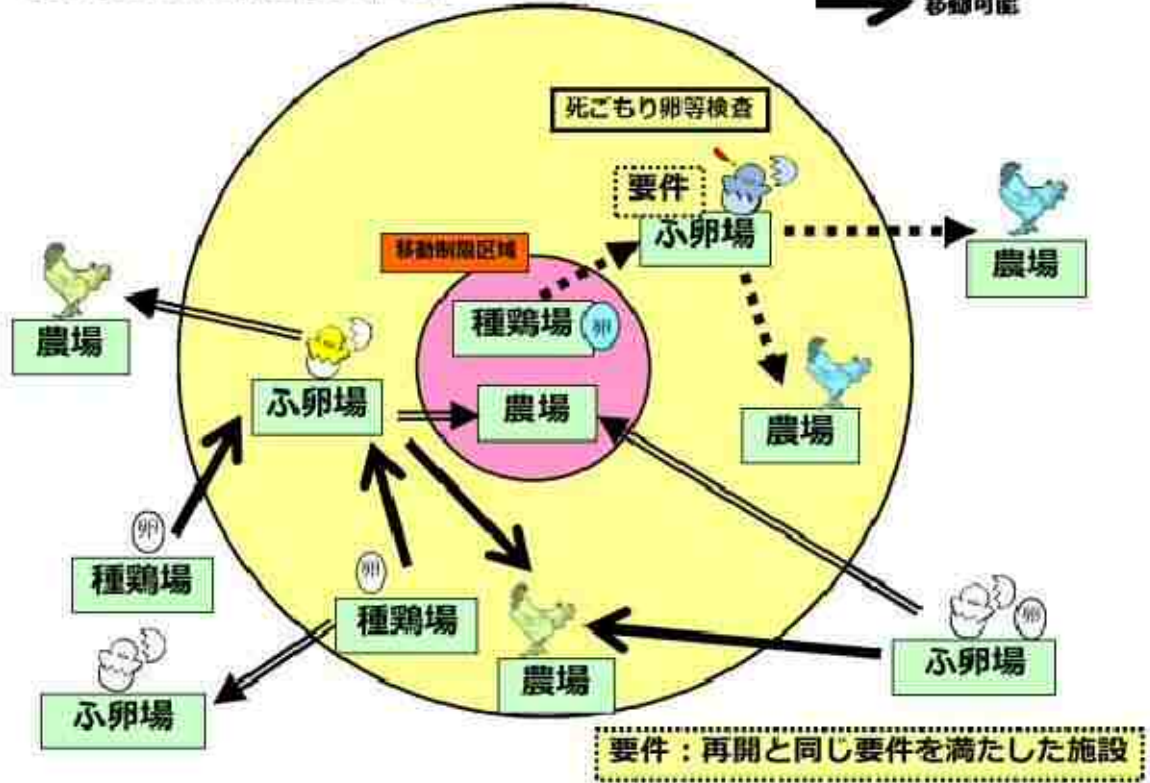
家畜防疫員が臨床的に異常がないことを確認



「搬出制限区域」における 制限の対象外：家きん・卵

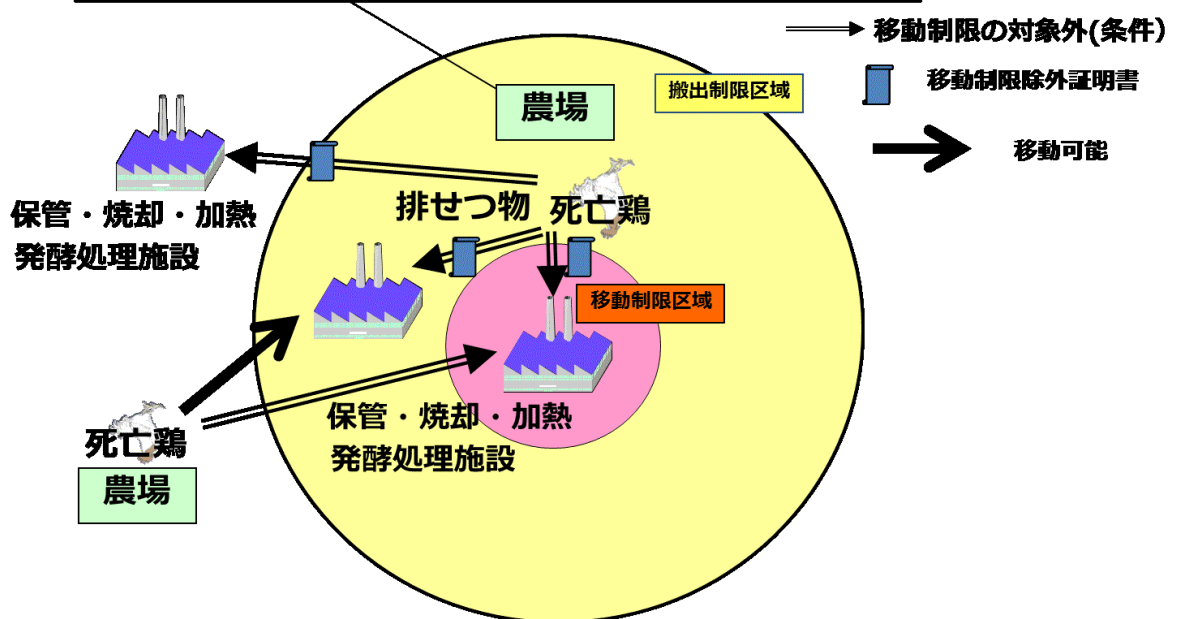


**「搬出制限区域」における
制限の対象外：種卵・ひな**



**「搬出制限区域」における
制限の対象外：死体・敷料・飼料・排せつ物等**

家畜防疫員が臨床的に異常がないことを確認



7 移動制限の対象外に関する協議書等

- (1) 移動制限区域内の対象外に必要な協議書等
 - ア 家きんの食鳥処理場への出荷
 - イ 家きん卵のGPセンター（液卵加工場を含む。）への移動
 - ウ 種卵のふ卵場への出荷と当該種卵から生まれたひなの出荷
 - エ ふ卵場のひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）の出荷

- (2) 搬出制限区域内の対象外に必要な協議書等
 - ア 家きんの食鳥処理場（移動制限区域内又は搬出制限区域外）への出荷
 - イ 家きん卵の移動制限区域内又は搬出制限区域外GPセンター（液卵加工場を含む。）又はふ卵場への移動
 - ウ ふ卵場のひな（移動制限区域外の種卵から生まれたものに限る。）の移動制限区域内又は搬出制限区域外の農家への出荷

- (3) 制限区域外の対象外に必要な協議書等
 - ア 家きんの食鳥処理場への出荷
 - イ 家きん卵の移動制限区域内のGPセンター（液卵加工場を含む。）又はふ卵場への移動
 - ウ ふ卵場のひな（移動制限区域外の種卵から生まれたものに限る。）の移動制限区域内への出荷

- (4) 敷料等の処分のための移動に必要な協議書等
農場の敷料，排せつ物及び家きんの死体の処理施設への移動

- (5) 制限区域外の家きんの死体の処理施設への移動に必要な協議書等
家きんの死体の移動制限区域内の処理施設への移動

- (6) 制限区域外の家きん等の通過に必要な協議書等
家きん，家きん卵の制限区域内を通過させるため

- (7) 家きん集合施設の再開に必要な協議書
 - ア 食鳥処理場の再開
 - イ GPセンター（液卵加工場を含む。）の再開
 - ウ ふ卵場の再開

第10 家きん集合施設の開催等の制限（法第33条，第34条）

1 移動制限区域内の制限

県は，動物衛生課との協議の上，移動制限区域内における感染を拡大させるおそれのある事業の実施，催物の開催等を停止する。制限の対象となる事業，業務の内容は次のとおり。

- (1) 食鳥処理場（食肉加工場を除く）：新たな家きんの受入
- (2) GPセンター：新たな食用卵の受入
ただし，家きん舎の集卵ベルトとラインが直結しているようなGPセンターにおける併設家きん舎からの受け入れは除く。この場合には，併設家きん舎において，臨床検査，遺伝子検査及び血清抗体検査により陰性を確認するまでは，当該GPセンターからの出荷は行わないこと。
- (3) ふ卵場：新たな種卵の受入
ふ卵業務は継続できるが，ふ化した初生ひなの出荷は移動制限の対象
- (4) 品評会等の家きんを集合させる催物

2 搬出制限区域内の制限

県は，動物衛生課との協議の上，搬出制限区域内における品評会等の家きんを集合させる催物の開催を禁止する。

3 汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場の制限

県は，動物衛生課と協議の上，汚染物品に該当する種卵が搬入されていることが判明したふ卵場に対し，新たな種卵の受入れの停止，初生ひなの出荷一時停止等の必要な措置を指示する。

また，県は，当該ふ卵場が4の(3)の再開の要件を満たすことを確認し，当該ふ卵場内の汚染物品となる全ての種卵の隔離又は処分が完了した場合，動物衛生課と協議の上，種卵の受入れの停止及び初生ひなの出荷一時停止を解除することができる。

なお，出荷を一時停止している期間において，当該ふ卵場内にある種卵（汚染物品となるものを除く。）から生まれる初生ひなについては，出荷時に家畜防疫員による次の(1)，(2)の検査により陰性を確認することで，動物衛生課と協議の上，出荷することができる。

- (1) 臨床検査
- (2) 当該ふ卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査

4 家きん集合施設等の再開

(1) 食鳥処理場の再開

ア 再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の食鳥処理場は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。なお、食鳥処理場で高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

- (ア) 車両消毒設備が整備されていること。
- (イ) 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。
- (ウ) 定期的に清掃及び消毒をしていること。
- (エ) 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
- (オ) 再開後の遵守事項を守る体制が整備されていること。

イ 再開後の遵守事項

再開後には、次の事項を遵守するよう徹底する。

- (ア) 作業従事者が食鳥処理施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- (イ) 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- (ウ) 家きんの搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。
- (エ) 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、搬入時に食鳥処理場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該家きんを搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。
- (オ) 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちに食鳥処理をすること。
- (カ) 搬入した家きんについて、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき、食鳥処理をすることが不相当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。
- (キ) 出荷カゴ等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。
- (ク) 搬入した家きんは、農場ごとに区分管理すること。
- (ケ) 家きん及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

再開に必要な書類等

ア 動物衛生課への協議文書

イ 食鳥処理場から家畜保健衛生所への対象外協議書

ウ 家きん集荷計画書

エ 確認事項チェック表（様式編 p23）

- オ 確認事項に関する書類
- カ 対象外協議回答書

(2) GPセンター（液卵加工場を含む。）の再開

ア 再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内的のGPセンター（液卵加工場を含む。）は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

- (ア) 車両消毒設備が整備されていること。
- (イ) 原卵と製品が接触しない構造になっていること。
- (ウ) 野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。
- (エ) 定期的に清掃及び消毒をしていること。
- (オ) 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
- (カ) 再開後の遵守事項を守る体制が整備されていること。

イ 再開後の遵守事項

再開後には、次の事項を遵守するよう徹底する。

- (ア) 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- (イ) 家きん卵の収集は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場には立ち寄らないこと。
- (ウ) GPセンター（液卵加工場を含む。）の関係者が当該GPセンターに立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- (エ) トレー等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。
- (オ) 搬入した家きん卵は、農場ごとに区分管理すること。
- (カ) 家きん卵の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

再開に必要な書類等

- ア 動物衛生課への協議文書
- イ GPセンターから家畜保健衛生所への対象外協議書
- ウ 家きん卵集荷計画書
- エ GPセンター再開の確認事項チェック表（様式編 p24）
- オ 確認事項に関する書類（ルート、清掃消毒実施記録、衛生管理マニュアル、平面図、フロー図、写真等）
- カ 対象外協議回答書

(3) ふ卵場の再開

ア 再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内のふ卵場は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

- (ア) 車両消毒設備が整備されていること。
- (イ) 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しない構造であること。
- (ウ) 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。
- (エ) 定期的に清掃及び消毒をしていること。
- (オ) 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
- (カ) 再開後の遵守事項を守る体制が整備されていること。

イ 再開後の遵守事項

再開後には、次の事項を遵守するよう徹底する。

- (ア) 第9の6の(3)及び(4)により出荷が認められるまで、初生ひなを出荷しないこと。
- (イ) 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- (ウ) ふ卵場の関係者が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- (エ) ハッチャー等の器具は、使用前後に消毒すること。
- (オ) コンテナ、トレー等は、使用前後に消毒するとともに、害虫、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。
- (カ) ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しないようにすること。
- (キ) 搬入する種卵は、入卵時及びふ卵中に少なくとも1回ホルマリン燻蒸等により消毒すること。
- (ク) 初生ひなのお荷は、農場ごとに行うこと。
- (ケ) ふ卵に伴う残存物等(卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等)は、焼却又は消毒後廃棄等により、適切に処理すること。
- (コ) 種卵及び初生ひなの搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

再開に必要な書類等

- ア 動物衛生課への協議文書
- イ ふ卵場から家畜保健衛生所への対象外協議書
- ウ 種卵集荷計画書
- エ 初生ひなのお荷計画書
- オ ふ卵場の再開の確認事項チェック表(様式編 p25)
- カ 確認事項に関する書類
- キ 出荷予定日の当日又は前日、初生ひな出荷監視検査で異常がな

いことを確認後初生ひなの移動指示書（正副2通）を発行（1通は家畜保健衛生所で保管）

- （4）県は、（1）から（3）までの規定に基づき事業を再開した施設において、遵守事項が遵守されていないことを確認した場合には、当該施設における事業の実施を再度禁止する。

第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2等）

1 消毒ポイントの概要

移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防ぐために、主要幹線道路等に効果的に消毒ポイントを設け畜産関係車両や防疫作業車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒する。

消毒ポイントの場所の決定については、家畜保健衛生所、地域振興局・支庁、市町村及び警察が協議し選定することとする。

消毒を実施する際は、交通渋滞、事故等の発生防止に努める。

（1）県対策本部の対応

- ア 制限区域・消毒ポイントの設置場所の最終決定・告示
- イ 消毒ポイントにおける作業と人員の確保・派遣（県職員）
- ウ 消毒ポイントにおける人員の確保・派遣に係る協力依頼（県建設業協会、県警備業協会）
- エ 消毒ポイントに係る防疫資材・機材の確保に係る協力
- オ 消毒ポイントに係る公報

（2）家畜保健衛生所の対応

- ア 制限区域・消毒ポイント設置に係る助言
- イ 消毒薬に係る使用上の注意点等の指導・助言
- ウ 消毒ポイントに係る防疫資材・機材の確保に係る協力

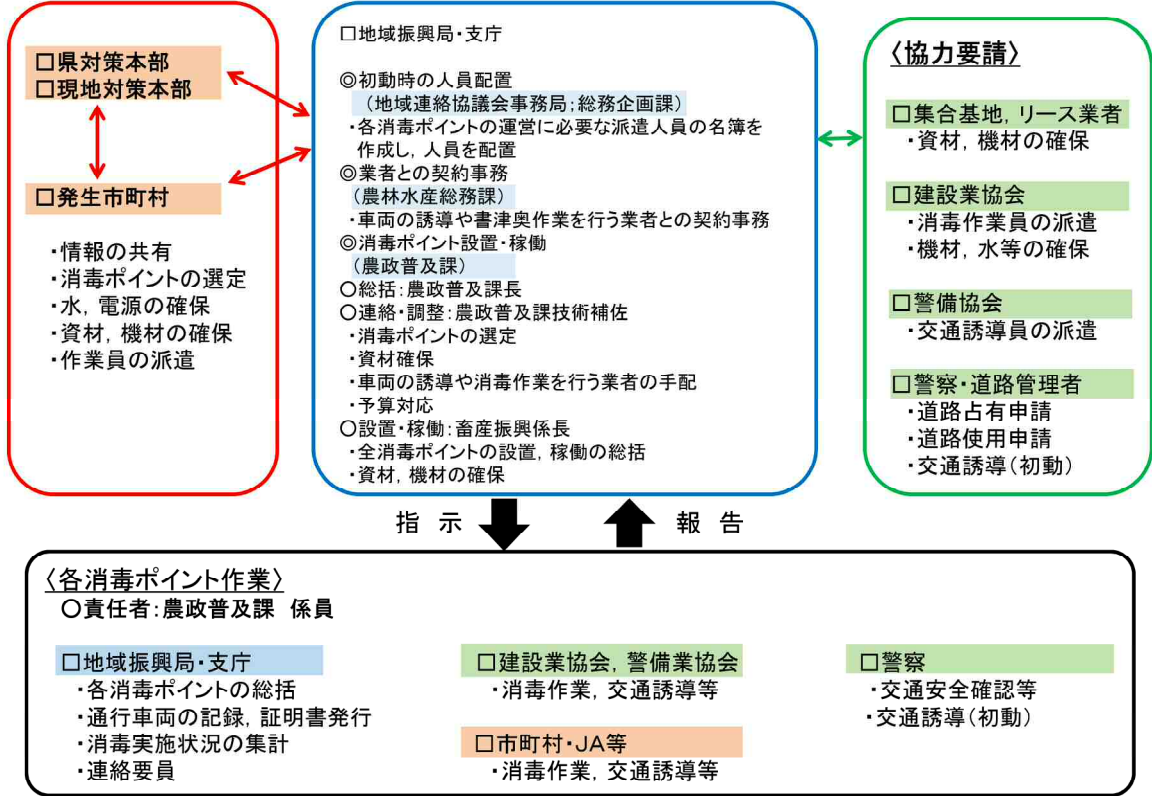
（3）地域振興局・支庁の対応（消毒ポイントにおける責任者）

- ア 消毒ポイントの設置と県畜産課への報告
- イ 消毒ポイントの管理・運営
- ウ 消毒ポイントにおける作業と人員の確保・派遣（県職員、業者）
（建設業協会、警備業協会との契約事務）
- エ 消毒ポイントに係る防疫資材・機材の確保・設置
（リース業者との契約事務）
- オ 通行制限及び消毒ポイント設置に係る道路使用の調整
- カ 道路占有許可申請及び道路使用許可申請の手続
- キ 通行車両の記録、証明書発行
- ク 車両消毒実施状況の集計
- ケ 消毒ポイント候補地の選定

（4）市町村等の対応

- ア 制限区域・消毒ポイント設置に係る助言
- イ 消毒ポイントにおける作業と人員の派遣（市町村職員）
- ウ 消毒ポイントに使用する水源及び電力確保に係る協力
- エ 消毒ポイントに係る防疫資材・機材の確保に係る協力
- オ 消毒ポイントに係る周辺環境への配慮及び地元調整等

消毒ポイント運営体制（農政普及課）例



消毒ポイント設置手順

優先度	作業	詳細
1番目	資材発注	消毒ポイント必要物品表に基づき手配 ※記載されていないものについても必要に応じて準備する
	消毒ポイントの選定	関係者と協議のうえ、速やかに選定
	警備員手配	(社)鹿児島県警備業協会との協定締結あり 交通誘導員を1か所当たり2名程度配置 ※ポイントの運営開始時に人員確保ができない場合は、初動時の交通誘導を警察に依頼
	消毒作業員手配	(社)鹿児島県建設業協会と協定締結あり 建設業協会に登録する建設土木会社より派遣
2番目	消毒マット敷設手配	吸出防止シート等を道路に直接鎮で打ち込み、消毒薬をまき車両消毒を行う 徐行させるため、マット手前にピタリング(簡易式体感マット)を複数置くこと
3番目	消毒用の水確保	1か所2トン貯留程度のタンクを準備し、定期的に補給する(建設業協会依頼) 市町村と十分連携をとること
4番目	燃料の確保	初動用燃料の確認と確保
5番目	・道路占有許可申請 ・道路使用許可申請に係る手続き	所管する警察署と協議し、消毒場所の交通上の安全性や徐行看板の位置等を 確認してもらい、許可申請を提出する 所定の様式、配置図の提出も必要 消毒ポイントが決定した時点で警察署に連絡(畜産振興係) ※警察官の配置依頼(県畜産課より県警察本部に依頼)
【簡易検査陽性】 県畜産課より 協力依頼	管理運営	
【疑似患者決定】		
消毒作業開始	1. 燃料の補給(ガソリンスタンド依頼) 2. 簡易トイレの汲取り依頼	

病性判定 ↓

2 消毒ポイントの選定

発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントの予定地を選定する。

(1) 消毒ポイントの選定

消毒ポイントは原則次の場所に設置する。

- ア 発生農場周辺（当該農場からおおむね半径 1 km の範囲内）の主要な幹線道路
- イ 移動制限区域の境界その周辺の主要な幹線道路
- ウ 搬出制限区域の境界その周辺の主要な幹線道路
- エ 移動及び搬出制限区域内の高速道路のインターチェンジ

設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案するものとする。

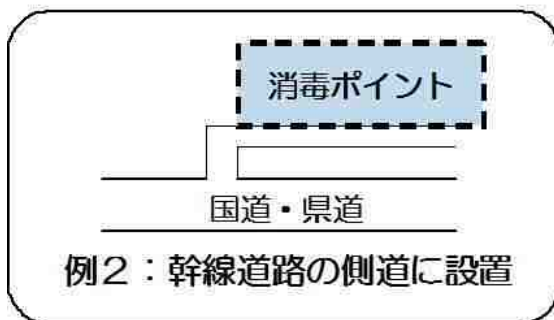
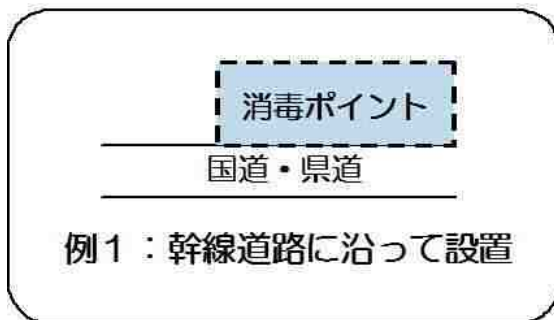
なお、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度設置場所を見直す。

※ 高速道路のインターチェンジはNEXCOの管理となるため、高速道路を管轄する警察（高速道路交通警察隊）やNEXCOに協力要請を行い、必要に応じて、道路使用許可申請等、必要な書類を提出する。

(2) 消毒ポイントの設置条件

- ア 大型車両の引き込み及び停止が可能であり、機材などを設置するスペースを有する場所であること。
- イ 車両の出入りに、視界が確保できること。
- ウ 交通渋滞を引き起こさない場所であること。
- エ 周辺の環境（騒音・水質汚濁等）に十分配慮すること。

消毒ポイントの設置事例

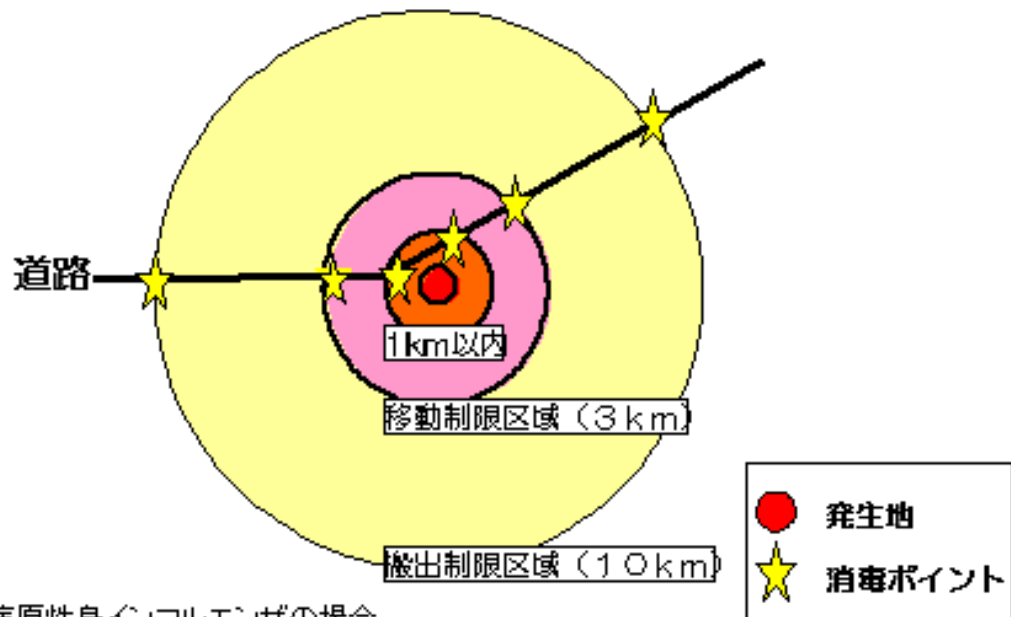


看板や係員の誘導に従って下さい

消毒ポイントの位置

発生農場周辺(1km以内), 制限区域の境界等に消毒ポイントを設置

※ 道路網の状況, 車両の通行量, 山・河川等による地域の区分を考慮すること



※図は高病原性鳥インフルエンザの場合

消毒ポイントの設置(想定事例)



制限区域境界の幹線道路に消毒ポイントを設置

3 消毒ポイントの設置・運営

地域振興局は簡易検査陽性の報告を受けた後、速やかに消毒ポイント運営のための手続きや準備を行う。

(1) 道路の使用について

地域振興局は管轄警察署及び道路管理者に、道路占有許可申請又は、道路使用許可申請等（様式編 p27, 28）の必要な書類を提出する。また、警察官等に設置現場を確認してもらい、各種看板の設置や交通誘導員の配置等について指導を受ける。

(2) 資材の搬入

地域振興局（畜産振興係長）は市町村等と協力し、消毒ポイント必要物品表（資料編 p41）を参考に、集合基地や各種施設から、備蓄されている機材・資材や消毒に用いる水等の搬入を行う。また、迅速な設置を図るため、各消毒ポイントに応じた機材配置を検討し、関係者と協議のうえ、運営に必要な機材のレンタル契約や資材の購入を行い、速やかに消毒ポイントに配置されるよう手配を行う。

なお、コンテナハウスや簡易トイレの搬入・設置を行う際は、各消毒ポイント総括係（地域振興局農政普及課係員）が現地で立ち会い指示を行う。

(3) 人員の配置等

地域連絡協議会事務局（地域振興局総務企画課等）は、各消毒ポイントの運営に必要な派遣人員の名簿を作成する。発生地同事務局は、名簿に基づき、発生農場の防疫措置完了までの人員を配置する。なお、防疫措置完了後は、県畜産課が引き継ぎ、人員を配置する。

(4) 業者の手配

地域振興局（農政普及課技術補佐）は、車両の誘導や消毒作業を行う業者の手配を行う。なお、業者が到着するまでの期間は、車両の誘導及び消毒作業も振興局や市町村が協力し実施する。

消毒ポイントにおける防疫作業の初動時は、必要最低限の人員と資材で、速やかに消毒を開始する。運営開始より 48 時間頃までに、業者の動員や消毒ゲートの搬入等を行い、通常運営に移行する。

(5) 業者との契約事務

地域振興局（農林水産総務課）は、車両の誘導や消毒作業を行う業者との契約事務を行う。

(6) その他

ア 移動の規制に協力しない車両が見られた場合は、警察と連携し対応する。

イ 市町村等が、制限区域に係る消毒ポイント以外に、高病原性鳥インフルエンザ等のまん延及び侵入防止の観点から必要と判断した場合は、関係機関と協議の上、自主的な消毒ポイントを設置することができる。

5 消毒ポイントの作業

消毒ポイントは、病性決定後速やかに稼働できるように準備し、発生日より制限区域が解除されるまで 24 時間 3 交代体制で作業を実施する（消毒ポイントでの機材等の配置図は資料編を参照）。

(1) 人員配置 計 6 名（8 時間交代）

総括・記録	2 名（県職員等：2 名）
└── 車両誘導係	2 名（警備業協会：2 名）
└── 車両消毒係	2 名（建設業協会：2 名）

※ 車両の交通規制について県警等に依頼

(2) 各係作業内容

ア 総括・記録係： 通行車両の記録，証明書の発行，資材等の調達

イ 車両誘導係： 消毒ポイントへの車両の誘導

ウ 車両消毒係： 車両の消毒

※ 誘導・消毒作業は、業者が派遣されるまで県及び市町村職員等で実施

(3) 対象

- ア 畜産関係車両：飼料運搬車，集卵車，家きん運搬車等
- イ 一般車両：最低限，車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒

(4) 作業手順

- ア 車両誘導係は車両等を消毒ポイント（消毒マットを含む）まで安全に誘導
- イ 総括・記録係は車両ナンバー等を確認し，運転手に「車両消毒記録表」（様式編 p29）を記録してもらう
- ウ 車両消毒係が動力噴霧器等を用いて車両消毒の実施
- エ 総括・記録係は消毒終了後「車両消毒済証明書」（様式編 p30）を発行
- オ 総括・記録係は，1日の車両消毒台数を取りまとめ，地域振興局に報告
- カ 報告を受けた地域振興局は，各消毒ポイント分を取りまとめ県畜産課に報告
- キ 車両消毒マットが配備されている場合，総括・記録係は随時消毒薬を補充
- ク 総括・記録係は，防疫資材の在庫を確認し，補充が必要な場合は地域振興局・支庁へ依頼

(5) 車両の消毒手順（畜産関係車両の場合）

- ア 車体に付着した泥等を除去
- イ 車体を上部から下部に向けて洗浄・消毒
- ウ タイヤハウス，泥よけ，ホイール，タイヤを洗浄・消毒
- エ 荷台の幌は装着したまま，荷台と幌の内外を洗浄・消毒
- オ 運転手の協力に基づき，手動噴霧器（ミスト仕様）によるペダル，フロアマット，運転手の靴底の消毒並びに手指用消毒薬による運転手の手指の消毒
- ※ 可動部（タイヤ等）を動かすことで消毒の死角がないように留意

(参考) 消毒ポイントの責任者としての県職員の役割

(1) 班長の設定

県職員は班長となり，消毒ポイントの運営を総括する。

(2) 従事者の所属，氏名，役割等の確認

車両消毒は，県の責務であることを理解し，消毒ポイントの円滑な運営を図るため，班長は，作業開始前に作業員を招集し，挨拶，自己紹介，従事者の役割分担の確認を行い，従事者の作業内容を把握する。

(3) 各機材の作動確認

機材の不具合を早期に把握するとともに，具体的な作動不良状況等の報告に努めるため，機材の作動方法等を確認する。

(4) 必要資材，要望等の把握，伝達

他の従事者等と連携を十分に図り，予め資材等の過不足状況の把握に努め，必要な資材や要望等を振興局に伝達し，緊急な要望等の発生を避ける。

(5) 前任，後任との引き継ぎ

消毒ポイントの円滑な運営を図るため，燃料の補給等定期的に行うべき事項等と併せて，機材の作動方法や不具合等の情報を確実に時間に余裕を持って引き継ぎを行う。

畜産関係車両の一例

対象車両： 移動制限区域内へ移動する畜産関係車両

- (例)
- ・ 飼料運搬車
 - ・ 集卵車
 - ・ 家きん運搬車



飼料運搬車両

集卵車



家きん運搬車



消毒ポイントの詳細

消毒ポイント人員：1か所に常時6名を配置

- ・ 総括 記録(県職員等) 2名
 - ・ 車両誘導係(警備業協会) 2名
 - ・ 車両消毒係(建設業協会) 2名
- ※ 24時間体制(8時間交替)
※ 状況に応じて協議の上、警察官を配置

消毒部位

- ・ 車両のタイヤ回りや下回り
- ・ 車体(液体を噴霧しても支障のない部分)
- ・ 運転手の手指及び靴底



第12 ウイルスの浸潤状況の確認

1 ウイルスの浸潤状況の確認

(1) 疫学調査

ア 調査の実施方法

(ア) 県は、第4の農場立ち入りによる疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染したおそれのある家きん（以下、「疫学関連家きん」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

(イ) 県は、感染経路の究明のため、発生農場における患畜又は疑似患畜のと殺時までに、発症家きんの病変部位、発症家きんがいる場所等を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家きんを含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。

イ 疫学関連家きん

(ア) 高病原性鳥インフルエンザの場合

アの調査の結果、次のaからcまでのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第1項の規定に基づき移動を禁止する。疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査を行うとともに、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数の報告を求め、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行う。

- a 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜と接触した家きん
- b 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家きん
- c 第5の2の(1)のイの(オ)及び(カ)（p27）に規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

なお、病性等判定日から遡って21日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

(イ) 低病原性鳥インフルエンザの場合

アの調査の結果、次のaからcにまでのいずれか該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第1項の規定に基づき移動を禁止し、疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査を行い、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後に、臨床検査及び血清抗体検査を行う。

- a 病性等判定日から遡って8日以上180日以内に患畜と接触した家きん
- b 病性等判定日から遡って8日以上180日以内に疑似患畜と接触した家き

ん

- c 第5の2の(2)のイの(キ)及び(ク) (p28, 29)に規定する疑似患者が飼養されていた農場で飼養されている家きん

なお、病性等判定日から遡って180日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

【留意事項】疫学調査に関する事項

- 1 県は、家きん、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問前後の行動歴を含む。）その他高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスを
する伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行う。
- 2 このため、農場所有者（又は管理者）、畜産関連業者、その他の関係者
に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日ごろから農場に
出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理するよう指導すること。
- 3 県畜産課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連
絡の上、当該他の都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県
の畜産主務課は、本県と同様に、調査を行う。
- 4 農場等への立入検査及び報告徴求は、法第51条第1項及び第52条第1
項の規定に基づき、実施する。

【留意事項】疫学関連農場における移動制限について

疫学関連家きんの移動制限については、原則として患者又は疑似患者と接
触後14日を経過した後に実施する検査の結果が陰性となった場合、動物衛生
課と協議の上、解除することができる。疫学関連家きん以外の移動制限につ
いては、動物衛生課と協議の上、対象物及び制限期間を決める。

【留意事項】疫学関連家きんにおける簡易検査及び血清抗体検査の検体数

疫学関連家きんを対象とした簡易検査及び血清抗体検査における検体数に
ついては、当該家きんが飼養されている家きん舎ごとに5羽とする。

2 制限区域内における検査

(1) 発生状況確認検査

患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として 24 時間以内に、次の区分に応じ、当該区域内の農場（家きんを 100 羽以上飼養する農場（だちょうにあっては、10 羽以上飼養する農場）に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

- ア 高病原性鳥インフルエンザの場合 移動制限区域内の農場
- イ 低病原性鳥インフルエンザの場合 制限区域内の農場

(2) 清浄性確認検査

制限区域内の清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 10 日が経過した後に、発生状況確認検査と同様の検査を行う。

(3) 検査基地

発生状況確認検査及び清浄性確認検査で採取した検体について、数や内容の確認や検査の前処理(血清分離)を行う。

【留意事項】発生状況確認検査及び清浄性確認検査の方法

- 1 気管スワブ及びクローカスワブについては、家きん舎ごとに 5 羽（高病原性鳥インフルエンザにあっては、うち 3 羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に、ウイルス分離検査の検体として採材する。血液については、家きん舎ごとに生きた家きん 5 羽を対象に、血清抗体検査の検体として採材する。
- 2 県は、1 で採材した検体について、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

(4) 検査における対応等

ア 県対策本部の対応

- (ア) 対象農場の決定
- (イ) 対象農場を管轄する家畜保健衛生所が複数に及ぶ場合は該当する家畜保健衛生所への連絡
- (ウ) 他家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、大学及び農水省等へ獣医師の動員要請
- (エ) 動物衛生課への農場リストの送付

イ 現地対策本部の対応

- (ア) 検査対象農場のリストアップ
- (イ) 対象農場・関係機関への連絡
- (ウ) 検査に係る検査基地（体育館等）の確保
- (エ) 市町村・関係機関等に対し，案内員の動員及び車両提供を要請
- (オ) 発生規模に応じて，県対策本部と連携をとり，獣医師の動員を要請

ウ 市町村，団体等の対応

- (ア) 検査のための行程案の作成に係る助言
- (イ) 案内可能人員の確保
- (ウ) 車両の確保
- (エ) 検査に係る検査基地（体育館等）の検討及び提供
- (オ) 検査基地における車両消毒の協力

エ 検査基地の対応

- (ア) 班編制，行程案の作成及び調整
- (イ) 鹿児島中央家畜保健衛生所と連携をとり，検査に必要な資材の確保
- (ウ) 班毎の資材の準備
- (エ) 採血後の血清処理及び鹿児島中央家畜保健衛生所への検体送付
- (オ) 採材リストの作成と県畜産課への送付

オ 必要資材

- (ア) 防疫資材
作業着，長靴，防護服，ブーツカバー，ディスポキャップ，ディスポ手袋，ディスポマスク
- (イ) 記録資材
発生状況・清浄性確認検査用紙（様式編 p31），紙挟み，筆記用具，マジック（黒，赤）
- (ウ) 消毒資材
バケツ，消毒薬（逆性石けん等），携帯用噴霧器
- (エ) 検査資材
真空採血管，針付注射器，綿棒大小2種類，PBS入りファルコンチューブ（50ml），アルコール綿，試験管立て，マジック，注射針入れ，ゴミ入れ，ビニール袋，資材用カゴ等
- (オ) その他
農場見取り図（定期報告書の写し），コピー機

カ 検査に係る作業手順

- (ア) 対象農場
2の（1）の農場
- (イ) 検査方法
家畜防疫員は臨床検査で異常がないことを確認し，採血，採材等を実施
 - a 臨床検査
 - ・家畜防疫員等は，農場立入前に直近1週間前の死亡羽数，異常の有無を確認
 - ・死亡率の上昇，産卵率の低下等の臨床症状を確認

- ・複数の農場に続けて立入る場合はウイルス拡散防止の措置を講じる
- ・臨床症状等に異常が認められた場合は、現地対策本部に連絡
- b ウイルス分離検査及び血清抗体検査

気管スワブ、クローカスワブについては家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあつては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象にウイルス分離検査の検体として採材する。血液については家きん舎ごとに生きた家きん5羽を対象に血清抗体検査の検体として採材する。
- c 検査の実施

鹿児島中央家畜保健衛生所はbで採材した検体について、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

3 疫学調査又は制限区域内の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

- (1) 県は疫学調査の現場検査で異状又は陽性を確認した場合、第4の異常家きん等の発見及び検査における農場での検査等に準じた検査を行う。
- (2) 農林水産省は(1)の検査で陽性が確認された場合、病性の判定を行う。また、1の疫学調査及び2の制限区域内の検査で陽性が確認された場合も病性の判定を行う。さらに病性判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。

4 検査員の遵守事項

疫学調査及び制限区域周辺農場の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- (1) 発生農場の防疫措置に従事した日から少なくとも7日を経過していない者は、農場に立ち入らないものとする。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、3日まで短縮できるものとする。
- (2) 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
- (3) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (4) 立ち入った農場の家きんについて異状又は簡易検査での陽性が確認された場合には、当該農場の家きんが患畜及び疑似患畜のいずれにも当たらないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

第13 ワクチン等

1 消毒の実施（法第9条又は30条）

高病原性鳥インフルエンザ等は、家きん産業に限らず、国際流通にも影響が大きく、本病の発生により生じる経済的な被害は甚大である。

高病原性鳥インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止の観点から、家きん飼養施設での消毒及びねずみ駆除の徹底を図るため、県は発生状況を鑑み、消石灰及び殺そ剤等を用い、法第9条又は30条による消毒及びねずみ駆除を実施することがある。

（1）県対策本部の対応

- ア 消毒及びねずみ駆除実施に係る周知（告示等）
- イ 消毒薬及び殺そ剤の確保と対象施設の決定
- ウ 輸送業者への連絡調整
- エ 消毒薬及び殺そ剤関係書類事務

（2）家畜保健衛生所の対応

- ア 対象施設への配布方法の調整
- イ 市町村等への連絡及び協力依頼
- ウ 消毒薬及び殺そ剤受領書の確認及びとりまとめ

（3）市町村等の対応

- ア 対象施設への消毒薬及び殺そ剤の配布
- イ 消毒薬及び殺そ剤配布時の受領書のとりまとめ

（4）消毒の方法

- ア 消毒に必要な消石灰等の消毒薬は県が調整し、市町村等と協力して対象施設へ搬送し、家畜防疫員の指導の下で実施すること
- イ 消毒薬の配布に当たっては、車両の消毒を徹底する等、病原体が拡散しないように十分留意すること
- ウ 対象施設の各家きん舎から少なくとも2m以上の範囲で消石灰等の消毒薬を散布するとともに、対象施設敷地外縁部の内側2m以上の範囲で散布すること
- エ ウインドレス鶏舎など、ねずみ等が進入し難い構造になっている家きん舎の周囲については、家きん舎出入口を中心に散布すること
- オ 対象施設の各家きん舎周囲及び施設外縁部への消毒薬の散布に当たっては、環境に与える負荷に十分考慮し、特に河川に隣接している施設であって当該河川の下流域の近隣に上水道の取水口がある場合は注意すること
- カ 消毒薬の散布に当たっては、酸とアルカリの消毒薬を同時に使用しないこと、飛散に十分気を付けること等、消毒薬の特性を考慮し、適切に実施すること
- キ 消毒薬散布時は、直接、皮膚・口・呼吸器等に付着しないよう、マスク、

ゴーグル、ゴム手袋等を着用するなど適切に対応すること

(参考)

鹿児島県は家畜伝染病予防法第9条の規定に基づき次を公示する。

1 実施の目的

本県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

2 実施する区域

本県内全域の家きんを飼養する施設

ただし、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を既に行っている施設を除く。

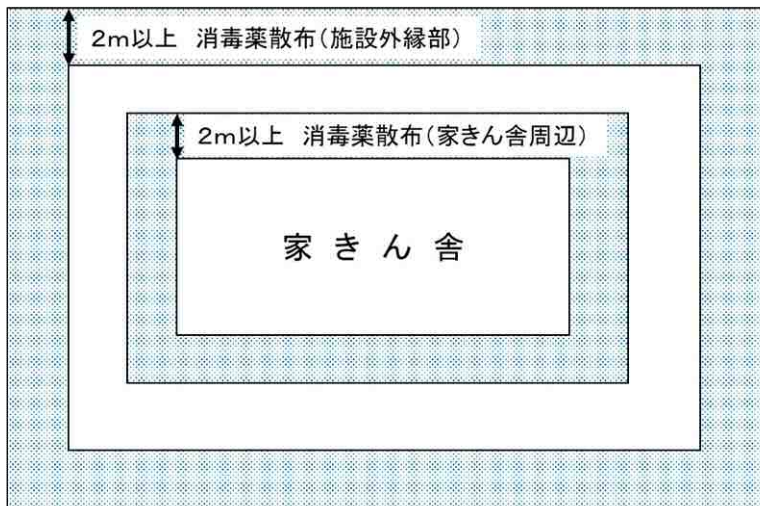
3 実施の期日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 消毒方法

消石灰等の消毒薬の飼養施設内（家きん舎周囲及び施設外縁部）散布

※消毒薬(消石灰等)の散布範囲



[消毒薬(消石灰等)の散布時の注意点]

- 1 散布量は0.5kg/m²程度とし、散布範囲にまんべんなく散布する
- 2 散布時には、風の強さ・向き、河川への流入等に注意して散布する

2 ワクチン（法第 31 条）

- (1) 現行のワクチンは、高病原性鳥インフルエンザ等の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれを生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。また、肉用鶏については、ワクチン接種した場合に、休薬期間に係る食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）上の問題もある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある。我が国における本病の防疫措置は、早期の発見と患畜又は疑似患畜の迅速な殺処分を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わない。

- (2) 県畜産課及び動物衛生課は、次の要素を考慮して、協議の上、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する（なお、高病原性鳥インフルエンザ等については、法上、予防的殺処分は認められていない。）。

ア 埋却を含む防疫措置の進捗状況

イ 感染の広がり（疫学関連家きん飼養農場数）

ウ 環境要因（周辺家きん農場数、家きん飼養密度、山、河川等の有無等の地理的状況）

- (3) 緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、農林水産省が策定・公表する緊急防疫指針（実施時期、実施地域、対象家きん、その他必要な事項（高病原性鳥インフルエンザ等の発生の有無を監視するための非接種家きんの設置、移動制限の対象等）について定められる。）に基づき速やかに緊急ワクチン接種を実施する。
- (4) 緊急ワクチン接種の実施の際には、農林水産省より必要十分なワクチン及び注射関連資材を譲受、又は借り受ける。また、ワクチンの受領は、「鳥インフルエンザ予防液受領書」（様式編 p32）により行い、ワクチンの使用が終了した場合には、「鳥インフルエンザ予防液使用報告書」（様式編 p33）により、動物衛生課に報告する。

3 ワクチンに関する事項

- (1) ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として、動物検疫所とし、農林水産省は、発生時に本県の施設等に移送する。
- (2) ワクチンの接種は、法第 31 条の規定に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、迅速かつ計画的に実施する。
- (3) ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従い、注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従うものとする。
- (4) 未開梱のワクチンについては、動物衛生課及び動物検疫所と調整し返還する。また、開梱又は使用期限切れのワクチンについては、適切に処理を行う。

第14 家きんの再導入

1 再導入のための検査

家きん舎等の消毒を行った後、再導入を予定する農場内の全ての家きん舎を対象に、動物衛生課と協議の上、次の検査を行う。この際、家畜防疫員は、当該農場に対し、再導入後は毎日家きんの臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届出するよう指導を徹底する。

(1) 再導入予定農場の立入検査

家畜防疫員は再導入農場に立入し、次の内容を確認する。

- ア 農場内の消毒を、殺処分終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。
- イ 農場内の飼料、家きん排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していること。

(2) 家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査

(3) 清浄性確認のため導入した家きん検査

(2)の検査の結果が全て陰性であることを確認した後に、清浄性のため導入した家きん（以下、「モニター家きん」という。）の検査を次のとおり実施する。

- ア 1家きん舎あたりモニター家きんを、原則として、30羽以上配置する。この際、家きん舎内での偏りがないよう、動物衛生課と協議の上、配置する。
- イ 県は、モニター家きんを導入した日から14日後に、全ての家きん舎に立ち入り、モニター家きんを対象とした臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

なお、イの検査の結果が仮に陽性となったとしても、高病原性鳥インフルエンザ等の発生として扱わない。検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちに農場内のモニター家きんの全羽を殺処分し、農場内の洗浄、消毒を再び実施し、(2)の検査から再度実施する。

第 15 農場監視プログラム

1 農場監視プログラムの適用

- (1) 患畜又は疑似患畜とは判定されなかったものの、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が確認された家きんを飼養する農場については、次の2に掲げる措置（以下「農場監視プログラム」という。）を適用する。
- (2) 適用農場（農場監視プログラムが適用された農場をいう。以下同じ。）において高病原性鳥インフルエンザ等を疑う症状や死亡率の上昇等の異状が見られる場合には、家きんの所有者は直ちに家畜保健衛生所に報告を行う。

2 農場監視プログラムの詳細

(1) プログラム開始前の検査

最初のモニター家きんの検査が実施されるまでに、飼養家きんの臨床検査を実施するとともに、1家きん舎当たり30羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

(2) 移動制限

ア 適用農場においては、法第32条の規定に基づき、次に掲げるものの移動を禁止する。

- (ア) 生きた家きん
- (イ) 家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）
- (ウ) 家きんの死体
- (エ) 家きんの排せつ物等
- (オ) 敷料、飼料、家きん飼養器具（農場以外からの移動は除く。）

イ 制限の対象外

(ア) 敷料等の移動

敷料、飼料、排せつ物、家きんの死体等は、動物衛生課と協議の上、これらを焼却、埋却、又は消毒することを目的に処理施設等に移動することができる。この場合、移動時に次の措置を講ずる。

- a 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。
- b 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。
- c 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

- d 複数の農場を連続して配送しないようにする。
- e 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- f 移動時には、制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- g 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- h 移動経路を記録する。

(イ) 家きん卵の出荷

家きん卵（種卵を含む。）は、動物衛生課と協議の上、第9の6の(5)のイに準じてGPセンター（液卵加工場を含む。）、ふ卵場及び検査施設に出荷することができる。なお、ふ卵場に出荷する種卵については、次の要件のいずれにも該当すること。

- a ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けた上で、区分管理すること
- b 当該ロットの種卵から生まれた初生ひなを出荷する際、死ごもり卵や死亡初生ひなを対象に簡易検査を行うこと

(ウ) 家きんの出荷

モニター家きんを対象とする(4)のイの「清浄性の確認のための検査」により全て陰性を確認している場合には、家きんを食鳥処理場に直接搬入することができる。この場合、移動時に次の措置を講ずる。

- a 食鳥処理の当日に移動させる。
- b 移動前に、臨床的に農場の家きんに異常がないか確認する。
- c 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- d 荷台は、羽毛等の飛散を防止するために、ネット等で覆う。
- e 車両は、他の家きんの飼養場所を含む関連施設に進入しない。
- f 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しないルートを設定する。
- g 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- h 移動経過を記録し、保管する。

(3) 周辺農場の検査

適用農場を中心とした半径5km以内の区域にある農場について、適用農場において抗体が確認された後、原則として24時間以内に、遺伝子検査及び血清抗体検査を行う。

(4) 清浄性の確認のための検査

ア 適用農場においては、家畜防疫員が標識を付したモニター家きんを、全ての家きん舎を対象に、1家きん舎当たり30羽以上配置する。この際、家きん舎内での偏りがないよう配置する。

イ 家畜防疫員は、モニター家きんを配置した日から14日後及び28日後に、適用農場における全ての家きん舎に立ち入り、モニター家きんを対象とした臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

※ 県は、上記イのウイルス分離検査においてインフルエンザウイルスが分離された場合には、分離されたウイルスについて、遺伝子検査を行うとともに、動物衛生課と協議の上、動物衛生研究所に送付する。

(5) 家きんの再導入

適用農場において飼養されている全ての家きんが処理された場合における家きんの再導入は、次の要件のいずれにも該当している場合に行うことができる。

ア 適用農場の全ての家きん舎において、モニター家きんを対象とする清浄性の確認のための検査により、全て陰性を確認していること。

イ 再導入しようとする家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査を行い、陰性を確認すること。

3 農場監視プログラムの終了

農場監視プログラムは、農場監視プログラムの適用開始時において飼養されている全ての家きんが処理された場合又は2(4)のイに掲げる検査の結果で清浄性が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、適用を終了する。

4 疫学調査

(1) 調査の実施方法

農場監視プログラムの適用の開始後、適用農場における抗体の確認日から少なくとも180日間遡った期間を対象として、適用農場における家きん、人(獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等)及び車両(家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等)の出入りに関する疫学情報を収集する。

(2) 検査

疫学調査の結果、適用農場と疫学的関連があると確認された農場を対象に、家きんの臨床検査を行うとともに、1家きん舎当たり10羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

第16 発生の原因究明

県畜産課は、「鹿児島県疫学調査チーム設置要領」に基づき、県内で鳥インフルエンザが発生した場合、感染の原因、感染経路の究明を目的として、有識者等による鹿児島県疫学調査チームを編制し防疫対策の一助とする。

1 チーム編制

チームは現地班と疫学検討班とし、構成員については別途選定する。

2 業務内容

発生農場又は疫学関連施設、関連農場、業者等の調査及びデータのとりまとめを行う。

(1) 現地班

発生農場及び関連施設にて、感染の原因、感染経路の究明のため、次の調査を行う。

- ア 殺処分時に発症している家きんの病変部位、発症家きんがいる場所等を鮮明に撮影する。
- イ 動物衛生課と協議の上、発症していない家きんを含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。
- ウ 「疫学調査票」(様式編 p10, 11)に基づき、病性等判定日から少なくとも21日間(低病原性鳥インフルエンザにあつては、180日間)遡った期間を対象として、聞き取り調査を行う。

(2) 疫学検討班

- ア 現地班のとりまとめたデータをもとに、発生原因及び感染経路等について分析する。
- イ 現行の防疫対策における有効性を検証するとともに、件対策本部等に対し今後の防疫対策について適切な助言を実施する。

【留意事項】疫学調査に関する実施項目

高病原性鳥インフルエンザ等の感染経路をあらゆる面から検証するため、次を参考に、関係者からの聞き取り調査等を実施することにより疫学情報の収集を行う。なお、感染経路の究明のために行う検体の採取にあたっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況や発生状況に応じて、動物衛生課と協議して決定する。

1 調査対象

- (1) 発生農場
- (2) 発生農場と疫学関連のある畜産関係施設(種鶏場, ふ卵場, GPセンター, 食鳥処理場, 農場, 飼料工場, 飼料販売先, 農協等)
- (3) 発生農場周辺の水きん類の飛来している池等

2 調査事項

- (1) 河川, 池, 湖沼, ダム, 山, 湿地, 道路, 田畑, 野鳥飛来地などの状況及び農場との位置関係
- (2) 気温, 湿度, 天候, 風量・風向など
- (3) 飼料運搬車両, 集卵車両, 機器搬入車両などの車両や運搬物資の動き
- (4) 農場所有者(又は管理者)及び従業員, 管理獣医師, 薬品業者, 農協職員, 郵便局員, 宅配業者, 家族, 知人等の動き(海外渡航歴, 野鳥等との接触の有無を含む。)
- (5) 野鳥, ねずみ, いたち等の野生動物, はえ, ごきぶり等の衛生害虫の分布, 侵入及び接触機会の有無
- (6) 家きん舎及び付帯施設の構造, 野生動物の侵入対策, 給餌方法, 給水方法(給与水の消毒を含む。), 機器・設備の他農場との共有の有無など

3 ウイルス分離検査及び抗体保有状況調査

次のものを, 必要に応じて検査を実施する。なお, 次の検査で陽性となった場合については, 直ちに動物衛生課に連絡すること。

- (1) 野鳥: 猟友会等の協力, 捕獲器等により発生地周辺の野鳥を捕獲して採材する。また, 発生農場周辺で発見された死亡野鳥についても検査を実施する。
- (2) 野生動物: 捕獲器等により発生農場周辺のねずみ, いたち等を捕獲して採材する。
- (3) 豚: 発生地を中心とした半径5km周辺の豚飼養農場を抽出し, 農場当たり10頭程度の検査を実施する。

第 17 その他

1 終息宣言

県対策本部は、移動制限の解除とともに終息を宣言する。

第18 防疫作業における注意事項（防護服着脱マニュアル）

1 発生農場からのウイルス散逸防止

防疫措置従事者が発生農場からウイルスを外部に持ち出さないためには、防護服等の適切な着脱と効果的かつ効率的な消毒による封じ込めが必要である。

(1) 衣服の着脱等について

ウイルスが付着した衣類等による交差汚染を防止するため、「第7発生農場等での防疫作業」に沿って防疫作業用衣類（長靴・手袋等）を着脱する（詳細は「防護服、防護用具の着衣等手順」（p138～144）参照）。

(2) 消毒について

ア 消毒の基本方針

発生地では、ウイルスが急速に増殖することを勘案し、早期にウイルスを封じ込めることを基本方針とする。このため、発生地における通行自粛、患畜、疑似患畜の殺処分及び汚染物品等の埋却など一連のまん延防止措置において、鳥インフルエンザウイルスの散逸防止とその殺滅を図ることが重要である。

イ 作業上の注意点

- (ア) 発生農場外へのウイルス散逸防止を防疫措置従事者に十分に説明する。
- (イ) 消毒薬の使用基準等を遵守する。
- (ウ) 作業は、家畜防疫員の指示のもと実施する。

ウ 消毒の方法

(ア) 発生農場における消毒

a 対象

農場出入口は1か所とし、防疫作業等のため発生農場に出入りする車両や人等に対して実施する。

b 方法

- ・車両については消毒薬（逆性石けん等）を、車両全体、特にタイヤ部分を入念に噴霧する。
- ・器具等はあらかじめ消毒済のものを使用し、使用後に消毒薬（逆性石けん等）を噴霧（又は浸漬）する。
- ・手指についてはディスポ手袋を使用する。
- ・退出時にウイルスを持ち出さないよう消毒専任従事者を配置する。

(イ) 埋却場所及び周辺敷地の消毒

散水車等による消毒薬（逆性石けん等）の散布及び消石灰を散布する。

(ウ) 家きん舎、倉庫、事務所及び堆肥舎等の消毒

- a 家きん舎等の施設は動力噴霧器により消毒薬（逆性石けん等）を噴霧する。
- b 管理機具等は消毒薬（逆性石けん等）を噴霧又は浸漬する。
- c 排せつ物、堆肥は消石灰を散布後、埋却処理する。場合によっては堆積

発酵処理する。

エ 鳥インフルエンザウイルスに対する消毒薬使用上の留意点

(ア) 適切な消毒薬の選択

- a 鳥インフルエンザウイルスには、逆性石けん製剤、アルデヒド製剤、塩素系製剤、アルコール製剤など、ほとんどの消毒薬が有効である。
- b 消石灰も鳥インフルエンザウイルスに対して消毒効果がある。
- c その他の細菌、ウイルス、原虫への消毒効果も期待する場合には、各薬剤の特性を把握した上で使用する薬剤を選択する。

(イ) 消毒薬の使用に際して

- a 添付の使用指示書をよく読む。特に推奨希釈倍率、防疫措置従事者への影響などについて正確な情報を入手する。
- b 有機物の混入は全ての消毒薬の効果を低減させる。消毒薬の使用前に、水洗により有機物を十分洗い落とす。
- c 消毒薬液の温度が低いと効果が下がる薬剤が多い。冬期は温水を利用するか、通常よりも濃い薬液を準備する。
- d 病原体は瞬間的には消毒されない。薬液への作用時間を十分にとる。

オ その他

(ア) 殺そ剤等の散布

- a ねずみはクマリン等の殺そ剤により駆除する(資料30, 資料編P46参照)。
- b 衛生害虫は有機リン製剤等の散布により駆除する。
- c 野生動物の侵入防止対策を実施する。

防護服・防護用具の着衣等手順

- | | | |
|---|---|----------------------|
| 1 防護服の装着 | } | 集合基地 |
| 2 キャップの装着 | | |
| 3 防護服に係名、名前(カタカナ)を記入 | | |
| 4 移動用サンダルへ履き替え | | |
|(バスにて仮設基地に移動)..... | | |
| 5 マスクの装着 | } | 清浄ゾーン |
| 6 内側手袋(薄手)の装着 | | |
| 7 ゴーグルの装着 | | |
| 8 外側手袋(厚手)の装着 | | |
| 9 外側手袋の目張り | | |
| 10 長靴の装着 | | |
| 11 長靴の目張り | | |
| 12 着衣完了 | | |
|(農場に移動)..... | | |
| 防疫作業 | | |
| 13 休息(防護服のまま) | | 汚染ゾーン
(農場・埋却地内) |
| 14 踏込消毒後、動力噴霧器等による全身消毒
.....(準汚染ゾーンへ移動)..... | | |
| 15 手袋・長靴の目張りの廃棄 | } | 準汚染ゾーン
(農場・埋却地隣接) |
| 16 外側手袋・ゴーグルの廃棄 | | |
| 17 防護服の廃棄 | | |
| 18 マスク・キャップの廃棄 | | |
| 19 内側手袋の廃棄 | | |
|(仮設基地に移動)..... | | |
| 20 長靴を移動用サンダルに履き替え | } | 清浄ゾーン
(仮設基地) |
| 21 洗顔・手洗・うがいの実施 | | |
| 22 荷物等の受取 | | |
|(踏込消毒後、バス等で集合基地に移動)..... | | |
| 23 帰宅用衣服の着替え | | 集合基地
(体育館・公民館等) |

集合基地



- 1 防護服の装着
- 2 キャップの装着
- 3 防護服に名前の記入
- 4 移動用サンダルに履き替え



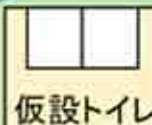
仮設基地

- 20 長靴を移動用サンダルに履き替え
- 21 洗顔・手洗い・うがい
- 22 手荷物の受け取り

- 5 マスクの装着
- 6 内側手袋の装着
- 7 ゴーグルの装着
- 8 外側手袋の装着
- 9 外側手袋の目張り
- 10 長靴の装着
- 11 長靴の目張り
- 12 着衣完了

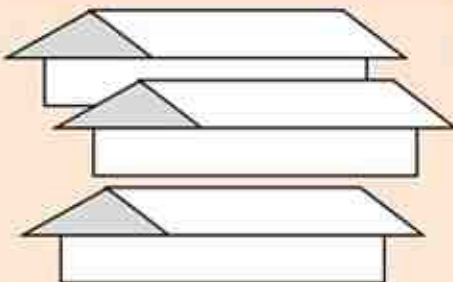
- 15 手袋・長靴の目張り廃棄
- 16 外側手袋・ゴーグルの廃棄
- 17 防護服の廃棄
- 18 マスク・キャップの廃棄
- 19 内側手袋の廃棄

休憩
(水分補給)



仮設トイレ

14 踏込消毒槽・全身消毒



発生農場
または
埋却地

13 休息

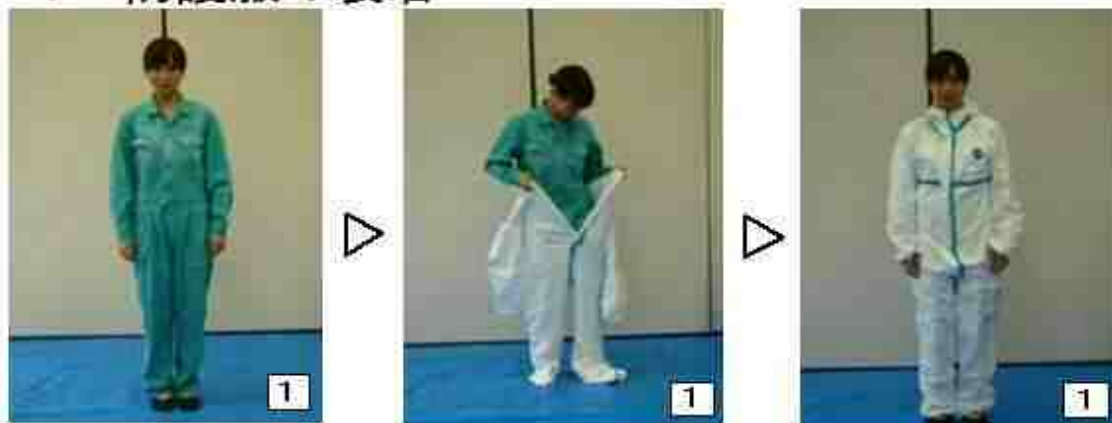
清浄ゾーン

準汚染ゾーン

汚染ゾーン

防護服・防護用具の着衣等手順(写真版)

1 防護服の装着



2 キャップの装着

3 防護服に係名、名前(カタカナ)を記入

4 移動用サンダルへ履き替え



文字は大きく、読みやすく書く

.....(バスにて仮設基地に移動).....

5 マスクの装着



隙間がないように装着

ずれないようにしっかり装着

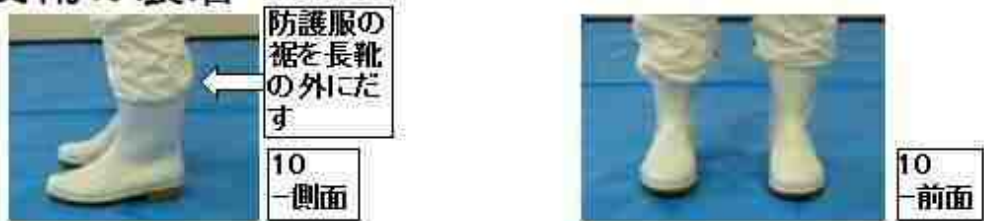
- 6 内側手袋(薄手)の装着
- 7 ゴーグルの装着



- 8 外側手袋(厚手)の装着
- 9 外側手袋の目張り



- 10 長靴の装着



- 11 長靴の目張り



- 12 着衣完了



..... (農場に移動)

防疫作業

13 休息(防護服のまま)



14 踏込消毒後, 動力噴霧器等による全身消毒



..... (準汚染ゾーンへ移動)

15 手袋・長靴の目張りの廃棄



アルコールで消毒しながら

16 外側手袋・ゴーグルの廃棄



17 防護服の廃棄



内側を外に、巻くように脱ぐ

18 マスク・キャップの廃棄



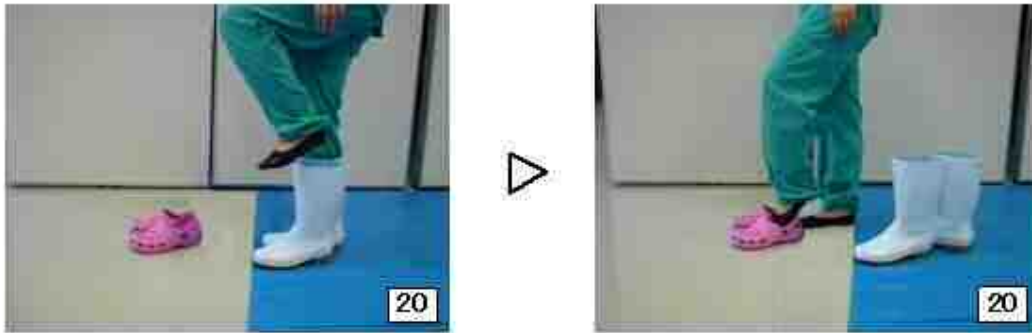
19 内側手袋の廃棄



内側が外になるようにはずす

.....(仮設基地に移動).....

20 長靴を移動用サンダルに履き替え



21 手洗・洗顔・うがいの実施



22 荷物等の受取



..(踏込消毒後, バス等で集合基地に移動).....

23 帰宅用衣服の着替え



2 防疫作業の留意事項

防疫措置従事者が外部にウイルスを拡散することのないように、防疫作業に当たっては家畜防疫員などの責任者の指示に従い次の項目に注意する。

(1) 防疫措置従事者

発生農場における防疫作業は、原則として家きん（鶏、あひる等）飼養者は従事しない。

(2) 衣類等

ア 作業に係る衣類等の着脱場所・方法については、現地でのPPE指導員の指示に従い的確に対応する。

イ 帰宅する時は靴底の消毒を徹底するとともに、帰宅後は速やかに入浴及び洗髪するとともに、着用した衣服も速やかに洗濯する。

(3) 携行品等

発生農場に持ち込んだ物品は、原則として廃棄するため、腕時計、携帯電話、カメラ等の私物は持込禁止とする。

(4) 健康管理

ア 体調が優れない場合は家畜防疫員に申し出る。

イ 薬品の使用や作業に当たって異常を感じた場合は、自ら判断せず、すぐに家畜防疫員に申し出る。

(5) 防疫措置従事後

本病まん延防止の観点から、防疫措置従事者は原則7日間は発生農場以外の家きん（鶏、あひる等）に接触しない。

3 健康管理・感染予防対策

防疫作業による健康への悪影響を回避するため、保健所は「鶏舎内等での高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応」（県保健福祉部健康増進課作成）に基づき、防疫作業員の感染防止対策及び健康管理等を実施する。

ただし、次の点については、各担当部局が実施

- ・ 県健康増進課：事前問診票の直前配布、「鳥インフルエンザのQ&A」・「防疫作業者の皆様へ」の配布（県庁）
- ・ 県畜産課：防疫措置従事者名簿の作成（県庁）
- ・ 地域振興局等：防疫措置従事者名簿の作成（地域振興局及び単独出先機関）、健康調査会場の設営・必要物品等の準備、防疫作業現場における汚染区域等各ゾーンの設営・必要物品等の準備、事前健康調査、事後健康調査、防疫措置従事者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、健康観察の実施

- ・市町村 : 発生時の健康調査会場の確保・設営・必要物品等の準備, 防疫作業現場における汚染区域等各ゾーンの確保・設営・必要物品等の準備

感染防止対策については、防疫措置従事者自らが病原体に暴露する危険性があるため、防護用めがねや防護服の感染防御効果の高い防護用具を正しく着用し、感染防止に努めなければならない（詳細は、「防護服、防護用具の着衣等手順」（P138～P144）参照）。

（１）作業中の留意事項

- ア 熱中症及び脱水症を起こさないよう、適宜、水分補給（スポーツドリンク等）及び休憩をとる。
- イ 気分や体調が悪くなったりケガをした場合は、無理をせず、すぐに家畜防疫員に申し出る。保健所派遣の医師の診察を受け、また、必要に応じて速やかに医療機関で受診する。
- ウ 防護服（PPE）が破損するなど不備が生じた場合は、作業中でも直ぐに防護服（PPE）の交換が必要となる。
- エ 防疫作業に使用する消毒剤は、水に溶けると強アルカリとなり、皮膚や粘膜に障害を起こすものもあるため、肌や眼に触れないよう取り扱うとともに、防護服等を適切に着用する。
- オ 消毒剤が眼に入った場合は、応急処置としてきれいな水で洗い、医師の指示に従い、直ちに眼科で受診する。
- カ 消毒剤が皮膚に付着した場合は、汚染された衣服を脱ぎ、皮膚を流水と石けん等を用いよく洗い、皮膚刺激がある場合や気分が悪い時は、医師の指示に従い、医療機関で受診する。
- キ 消毒剤を吸入した場合は、新鮮な空気のある場所へ移動するとともに、呼吸しやすい姿勢で休憩し、なお、気分が悪いときは医師の指示に従い、医療機関で受診する。
- ク 消毒剤を誤って飲み込んだ場合は、応急措置としてきれいな水で口をすすぎ、医師の指示に従い、医療機関で受診する。

（２）作業終了後の留意事項

- ア 熱中症及び脱水症を起こさないよう、水分補給（スポーツドリンク等）する。
- イ 作業終了時には所定の場所で脱衣し、その後、流水のもとで、石けん等を使用して手洗いや洗顔、うがいを必ず行う。
- ウ 作業終了後、気分が優れない、眠れないなどの症状がある者は、保健所職員等に相談する。
- エ 集合基地退場後は、速やかに帰宅し、入浴するとともに、着用した衣服も速やかに洗濯する。
- オ 当日は十分に睡眠を取り身体を休める。
- カ 防疫措置従事者は、防疫作業のあった日の翌日から 10 日間の健康観察の状態にあり、毎日、健康状態をチェックすることになる。

- キ 所属長は当該職員の健康状態について、防疫作業従事の翌日から 10 日間、毎日、本庁職員にあつては健康増進課へ、地域振興局の職員にあつては局内の保健所に報告する。
- ク 健康観察期間にインフルエンザ様症状が見られる場合は、速やかに当該所属長に報告するとともに、最寄りの保健所（本庁にあつては健康増進課、鹿児島地域振興局にあつては伊集院保健所）に連絡する。
- ケ 健康増進課及び保健所は、原則として第二種感染症指定医療機関等の受診を勧奨する。受診する場合は、保健所が第二種感染症指定医療機関等に対し、受診日時及び受診者の氏名等を連絡して調整した後に医療機関を受診すること。

(3) 防護用具の着脱における留意事項

- ア 自身の体格にあつたサイズの用具を使用する。
- イ 医療用マスク（N95 規格）を確実に装着する。鼻部の金具を自身の鼻の形状にあわせ、横から空気が漏れないようしっかりと密着させる。（マスクの装着が不十分であると、感染のリスクが非常に高まる。また、作業中にマスクをゆるめたり、はずしたりしないようにする）。
- ウ 汚染を受けた防護用具等からの感染を防ぐために、防護用具の着脱時に大きな注意を払う必要があるため、現地で P P E 指導員により着脱及び消毒の指導を受ける（汚染部位を直接素手や素肌に触れさせずに脱衣する手順・技術を習得しておくことが望ましい）。

第19 県民の不安解消及び風評被害対策

1 情報提供

県対策本部は、風評被害を最小限に抑えるため、県のホームページに防疫措置状況及びQ & A等の本病に関する情報を掲載するとともに、報道機関等を通じて広く県民に情報を積極的に提供し、県民の不安解消に努め、家きん卵、鶏肉等の安全性を広報する。

2 相談窓口の設置

県対策本部は、県庁及び各家畜保健衛生所等に相談窓口を設置すると同時に相談電話番号等を県のホームページに掲載し、県民の不安解消に努めるとともに、家きんに関する相談に応じる。

- (1) 家畜に関する相談窓口：県畜産課，家畜保健衛生所
- (2) 消費者からの相談窓口：県生活衛生課，県食の安全推進課
- (3) 県民からの健康に関する相談窓口：県健康増進課，保健所
- (4) 県民からの「心の健康」に関する相談窓口：県障害福祉課，県精神保健福祉センター，保健所
- (5) 畜産農家の経営支援窓口：各地域振興局又は各支庁農林水産部農政普及課
- (6) 経営・融資に関する相談窓口：各地域振興局又は各支庁農林水産部農政普及課
- (7) 県税に関する相談窓口：地域振興局又は支庁税務課
- (8) 中小企業者からの金融相談窓口：県経営金融課
- (9) 観光に関する相談窓口：各市町村観光担当課
- (10) 野鳥に関する相談窓口：県自然保護課，各地域振興局又は各支庁林務水産部
- (11) 学校の鳥類の飼育に関する相談窓口：県義務教育課（公立），県高校教育課（公立），県学事法制課（私立）
- (12) 児童・生徒の健康に関する相談窓口：県保健体育課（公立），県学事法制課（私立）
- (13) 国指定天然記念物（鳥類）に関する相談窓口：県文化財課

3 消費者及び鶏卵，鶏肉取引業者等への対応

県対策本部は発生確認後は直ちに、県内関係団体・市町村，都道府県及び県内外の全国量販店・商業関係・外食産業団体等に対し、鹿児島県産鶏卵，鶏肉等についての安全・安心の広報に努める。

4 イベント等の開催

県対策本部は発生状況に応じて制限区域外の家きん関係のイベント（品評会等）

について開催の自粛を要請する。また、必要に応じて発生市町村及びその周辺地域における家きん関係以外のイベント、大会、集会等についても自粛を要請する。なお、開催する場合でも会場出入口での消毒など防疫措置を実施するよう市町村、教育委員会及び関係団体等を通じて依頼する。

5 メンタルヘルス対策

県対策本部は高病原性鳥インフルエンザ等の発生に際しては、家きん所有者を始め、防疫措置従事者、発生地域の一般の住民等のために保健所内に相談窓口を設けるとともに、状況に応じて家きんを殺処分した農家等を対象に心身の状態について電話や訪問による聞き取り調査等を実施し、心のケアに努める。

また、殺処分の際には発生農家、発生地域周辺の住民に配慮し、農場、埋却地に寒冷紗等の防疫フェンスを設け、家きんの取扱いにも留意する。

なお、終息後も、家きんの所有者や防疫措置従事者が精神的ストレスを持続している場合があるため、相談窓口の運営を継続するなど、きめ細やかな対応を行う。

6 公共施設等における消毒マット等の設置

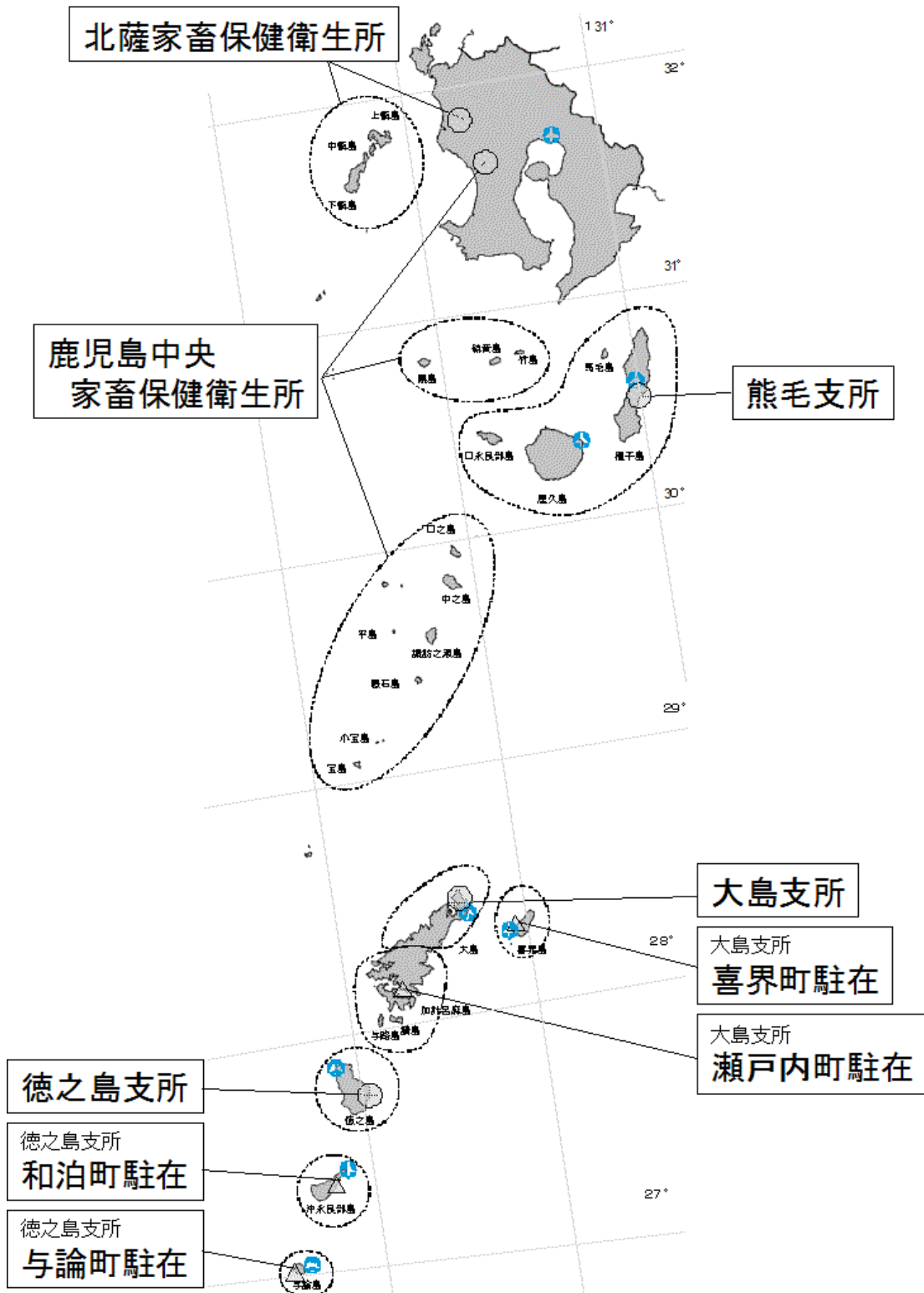
県対策本部は発生状況に応じて市町村、教育委員会及び関係団体等を通じ公共施設、学校、小売店舗等多くの人が集まる場所において消毒マットの設置等の方法により消毒を徹底するよう依頼する。



第20 離島における対応

1 管轄

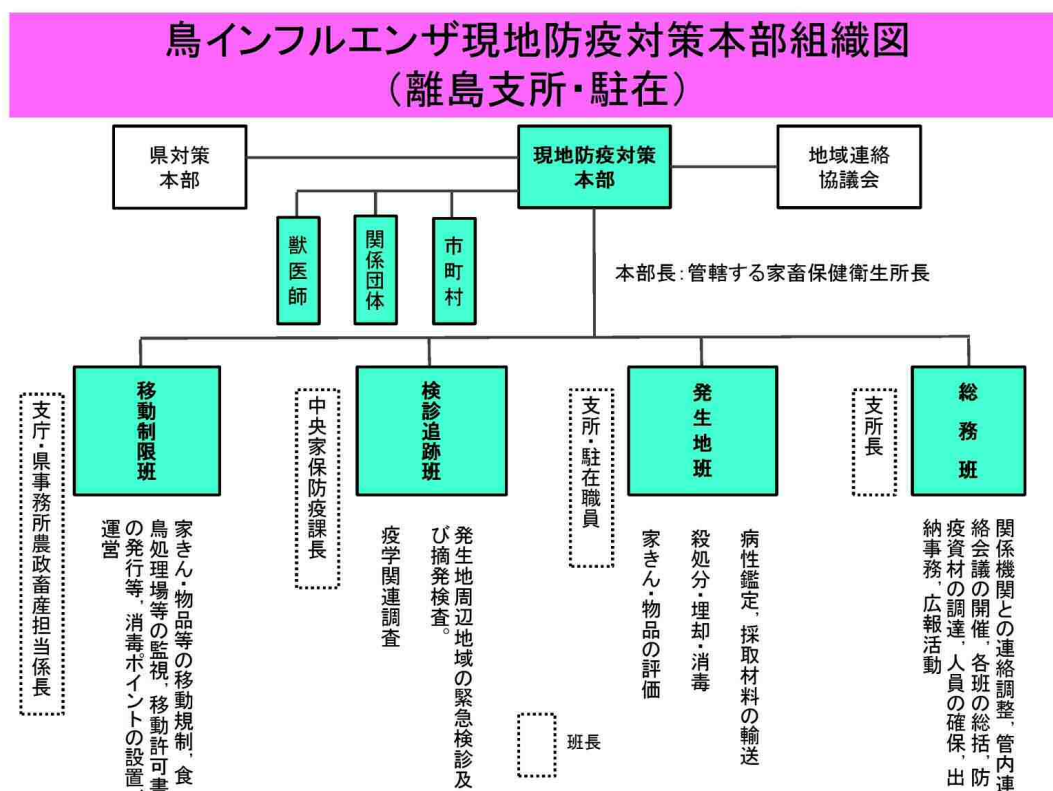
離島の家畜保健衛生所と管轄



2 通報（届出）

家畜保健衛生所名	電話番号	管轄市町村
鹿児島中央家畜保健衛生所	(099) 274-7555	三島村・十島村
北薩家畜保健衛生所	(0996) 22-2184	薩摩川内市（里町，上甑町，鹿島町，下甑町）
中央家保 熊毛支所	(0997) 27-0036	西之表・中種子町・南種子町・屋久島町
中央家保 大島支所	(0997) 63-0045	奄美市（住用町を除く）・大和村・龍郷町
喜界町駐在	(0997) 65-0046	喜界町
瀬戸内町駐在	(0997) 72-0246	奄美市（住用町）・瀬戸内町・宇検村
中央家保 徳之島支所	(0997) 83-0074	徳之島町・天城町・伊仙町
和泊町駐在	(0997) 92-0043	和泊町・知名町
与論町駐在	(0997) 97-2033	与論町

3 組織体制（現地対策本部）



（1）現地対策本部の運営

離島における各家畜保健衛生所支所・駐在においては，現地対策本部を設置する上で，防疫措置に要する人員が不足することから職員の派遣等によって補充するものとする。現地対策本部長については，管轄家畜保健衛生所長とする。

現地対策本部の構成は総務班，発生地班，検診追跡班，移動規制班の4班とし，構成員は原則として次の職員等をもってあてることとするが，状況に応じて本部長が変更できるものとする。

各班構成メンバー

班名	班長	防疫員	県職員	市町村	団体等
総務	支所長	○	○		
発生地	支所・駐在職員	○	○	○	○
検診追跡	中央家保防疫課長	○		○	○
移動規制	支庁・県事務所 農政畜産担当係長		○	○	○

4 動員体制

防疫措置従事者については、防疫措置従事者リストにより確保するものとする。原則として防疫措置従事者については、各島内に居住する県職員、市町村職員、団体等から動員する。

(1) 現地対策本部の人員の派遣

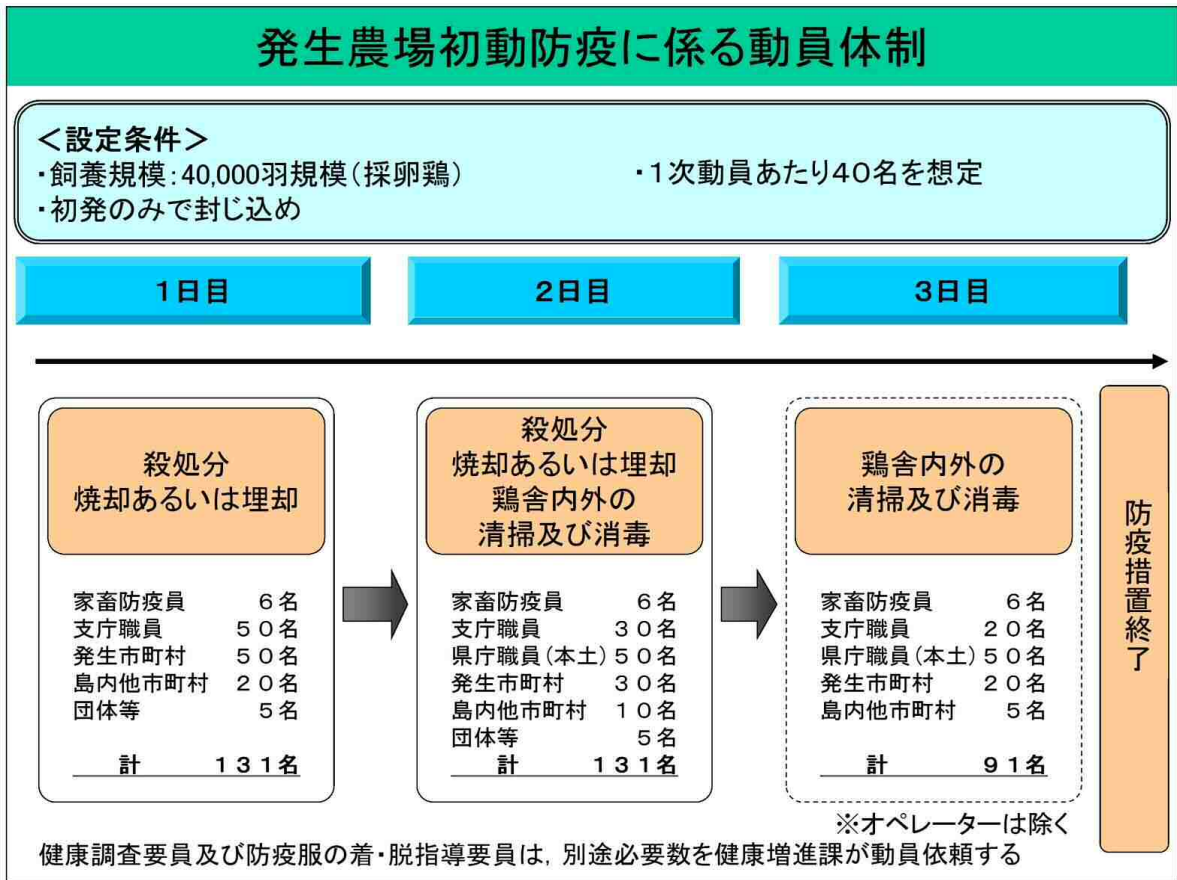
現地対策本部の本部長、総務班長、検診追跡班長については県畜産課及び鹿児島中央家畜保健衛生所から派遣する。

(2) 家畜防疫員の派遣

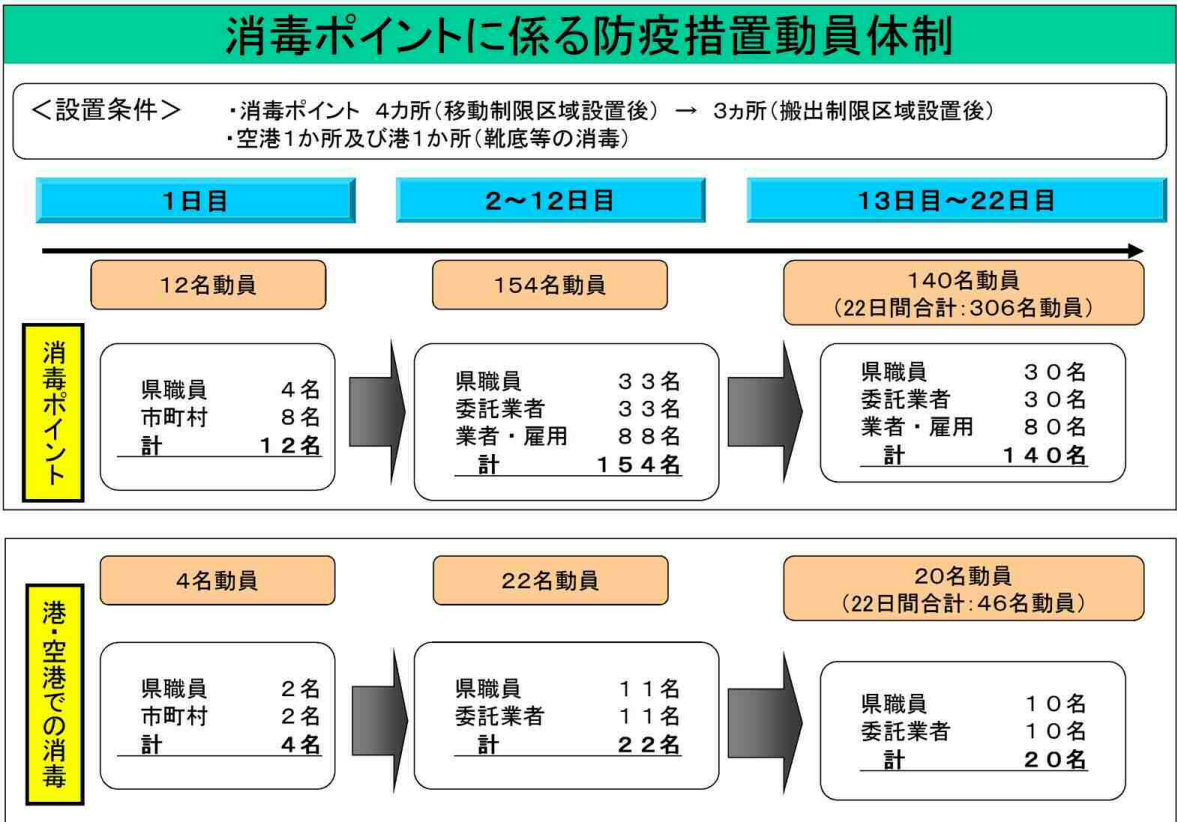
島内の保健福祉部の獣医師や市町村獣医師の協力を貰うとともに、発生規模等に応じて県対策本部が不足する人員を派遣するものとする。

ただし、発生状況確認検査及び農場の防疫作業に係る家畜防疫員の派遣については、緊急を要することから、各家畜保健衛生所職員から6名（1名×6家保）を病性決定後、直ちに派遣するものとする。

○ 採卵鶏 40,000 羽飼養規模の初動防疫に必要な人員（例）



○ 消毒ポイント、空港、港の消毒に必要な人員（例）



5 農場への立入検査(簡易検査の方法)

(1) 家畜防疫員の対応

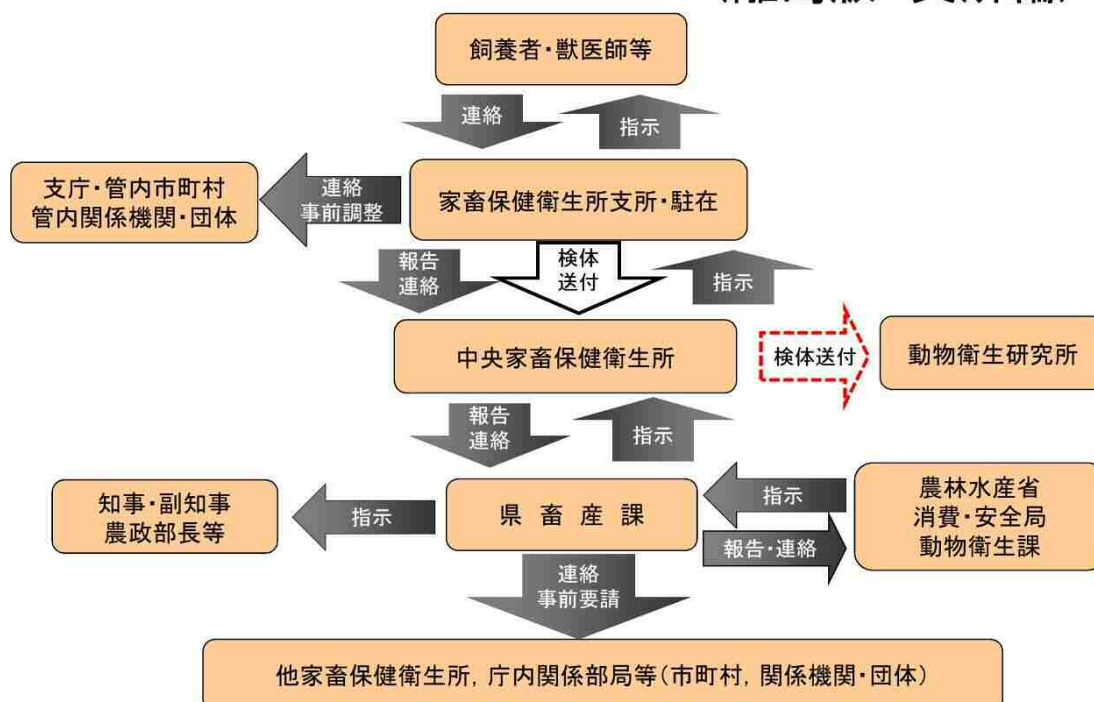
- ア 家畜防疫員は、病性鑑定用資材及び消毒資材を携行して農場に急行する。
- イ 農場内へは、原則として家畜防疫員1名で立入り、第4の4に基づき検査を実施する。
- ウ 家畜防疫員は簡易検査が終了次第、死亡羽数の推移及び簡易検査の検査の結果を支所へ連絡する。
 なお、駐在の家畜防疫員が立入検査を実施する場合、畜産課への報告等の業務は、家畜防疫員から連絡を受けた支所職員が実施。
- エ 簡易検査が陽性の場合
 簡易検査を実施した、10羽程度を病性鑑定材料とする。また、抗体検査に供するための病性鑑定を実施する生存家きんを含めて、10羽の採血も実施する。

(2) 農家の対応

- ア 家畜防疫員が速やかに検査ができるように協力する。
- イ 疫学等の聞き取り調査に対して、記録帳などの提出に協力する。

6 簡易検査陽性時の関係機関への連絡体制

簡易検査陽性時の関係機関への連絡体制 (離島版 支所編)



7 病性鑑定材料の送付

鹿児島中央家畜保健衛生所への運搬は、事前連絡の上、空輸にて運搬する。検査材料の送付と同時に「異常家きんの症状等に関する報告」及び「異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告」（様式編 p8, 9）をファクシミリまたは電子メールで送付する。

(1) 家畜保健衛生所支所の対応

- ア 家畜保健衛生所支所に待機する家畜防疫員は、県支庁（県事務所）・市町村に電話連絡し、あらかじめ登録しておいた検体搬送担当者の中から対応できる者の決定を依頼する。
- イ 決定した搬送担当者に規定の運送用容器、消毒用噴霧器、危険物貨物に係る「輸送申告書」を受け渡すとともに、搬送に係る留意点等（下記）を説明する。
- ウ 空港への到着時間、搭乗可能な便を確認し、県畜産課へ報告する。

【搬送に係る（搬送担当者の）留意点】

- ・搬送担当者は、防護服及び手袋等を着用し、検体を受け取る際は、消毒用噴霧器により消毒を実施すること
- ・検体を家畜防疫員から受け取る際は、農場内に入らないこと
- ・農場内で採材を実施した家畜防疫員と携帯で十分に連絡をとること
- ・危険物貨物に係る「輸送申告書」、免許証等身分証明書（書類訂正の際に必要）、印鑑、空輸料金を携帯すること
- ・空港貨物部において、「国内貨物運送状」への記入をすること
- ・貨物運送状の受付番号を家畜保健衛生所支所に連絡すること
- ・領収書を受領すること

※ 家畜保健衛生所駐在の場合

- ア 家畜保健衛生所支所職員は、市町村等に電話連絡し、あらかじめ市町村等が登録しておいた検体搬送担当者の中から対応できる者の決定を依頼する。
- イ 規定の運送用容器、消毒用噴霧器及び危険物貨物に係る「輸送申告書」等の必要書類については、市町村等に保管し、万一の場合に対応できるようにしておく。
- ウ 搬送に係る注意点等について、日頃から十分に搬送担当登録者に説明しておく。

(2) 県支庁（県事務所）・市町村の対応

- ア 検体搬送者に決定された県支庁（県事務所）・市町村職員は、農場外に待機して、農場で検体を採取した家畜防疫員から外装を十分に消毒した検体を受け取る。
- イ 検体を受け取った検体搬送者は、事前に家畜保健衛生所支所で受け取った規

定の運送用容器に検体を入れて空港へ搬送する。

家畜保健衛生所駐在がある離島では、規定の運送用容器を市町村等に事前に常備する。

ウ 農場の出発時間を家畜保健衛生所支所に連絡する。

(3) 県畜産課の対応

ア 搭乗便の決定をする。

イ 鹿児島空港からの搬送職員を手配する。

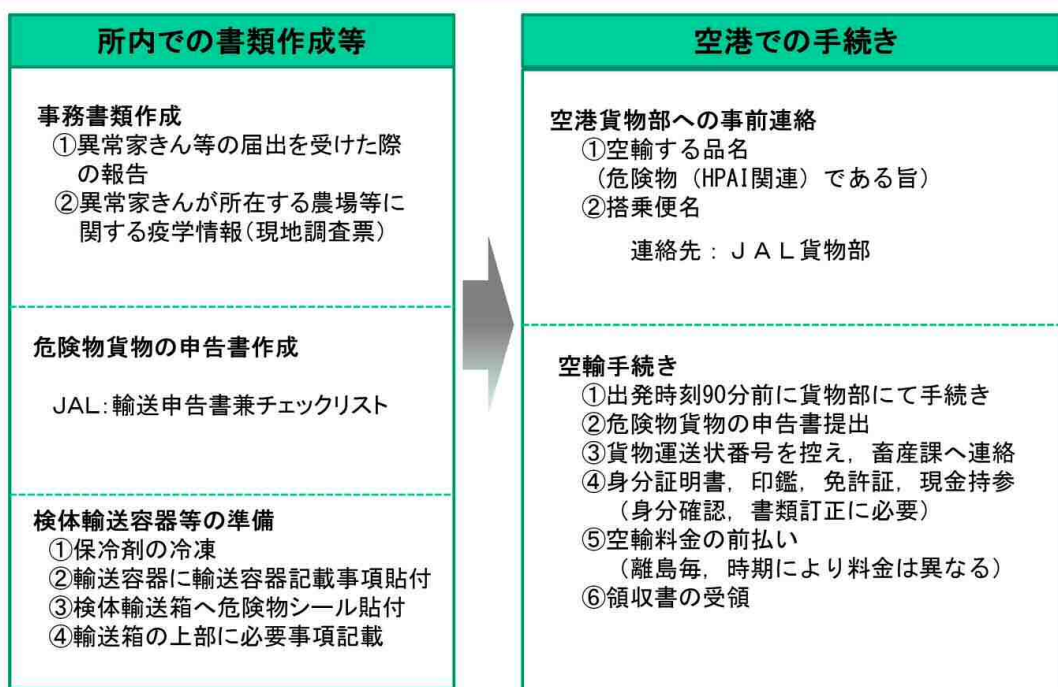
ウ 鹿児島中央家畜保健衛生所への到着予定時間を連絡する。

(4) 輸送経路及び時間

ア 検体輸送の際には、空輸手続きや貨物受取等に約2時間を要する。

イ 航空便については病性鑑定材料採取から空港到着までの所要時間を勘案し、随時決定する。

検査材料の空輸措置



[表 離島にかかる輸送経路及び必要時間]

	種子島	屋久島	大島	喜界	徳之島	沖永良部	与論
空輸手続き	60分						
各空港～ 鹿児島空港	35分	35分	55分	1時間10分	1時間	1時間5分	1時間10分
貨物受取	60分						
鹿児島空港～ 中央家保	1時間10分						
計	3時間45分	3時間45分	4時間5分	4時間20分	4時間10分	4時間15分	4時間20分

8 病性鑑定材料送付後の農場での作業

病性鑑定材料送付後の緊急防疫作業等は，本土発生時と同様とするが，加えて次の項目についても検討・実施する。

(1) 家畜保健衛生所支所の対応

立入りした家畜防疫員から受けた調査内容，状況等について県畜産課及び鹿児島中央家畜保健衛生所へ逐次連絡する。

(2) 家畜防疫員の対応

立入りした家畜防疫員は，直ちに農場内等の緊急消毒に必要な資材，人員等を算出し，家畜保健衛生所支所へ連絡する。家畜保健衛生所支所は，県支庁（県事務所），市町村等に防疫措置従事者派遣等について協力を依頼する。

(3) 鹿児島中央家畜保健衛生所の対応

鹿児島中央家畜保健衛生所は，直ちに県畜産課と協議し，緊急防疫作業に必要な家畜防疫員等の派遣（人数，移動方法，宿泊先等）について検討する。

9 防疫資材，機材の準備

各防疫措置をそれぞれ実施する際に必要と考えられる防疫資材及び機材の確保については，本土発生時と同様の手順で実施するが，加えて次の項目についても検討・実施する。

(1) 家畜保健衛生所の対応

農場の緊急防疫作業等が直ちに実施できるよう，消毒薬等の資材については，一部備蓄しておく。

○ 防疫措置に必要な資材の備蓄（例）

資材名	規格	数量
防護服	LL サイズ	150
防護服	L サイズ	50
長靴	27 c m	10
ゴム手袋	M サイズ， 100 枚入	10
マスク		120
ゴーグル		30
動力噴霧器	一式	3
ビルコン S	5 k g 入り	3
クリアキル	1L	20
クリアキル	20L	1
厚手ゴム手袋	1 双	100

(2) 鹿児島中央家畜保健衛生所の対応

県畜産課と協議し、殺処分等の防疫措置を実施するにあたり、現地で確保できない資材、機材の確保に備え、その輸送方法（コンテナ、トラック等）について検討する。

(3) 県支庁（県事務所）の対応

県支庁（県事務所）は、消毒ポイント設置の際は、その管理・運営を担うため、県畜産課、家畜保健衛生所支所、市町村等と協議し、消毒ポイントに係る資材、機材の確保に備える。

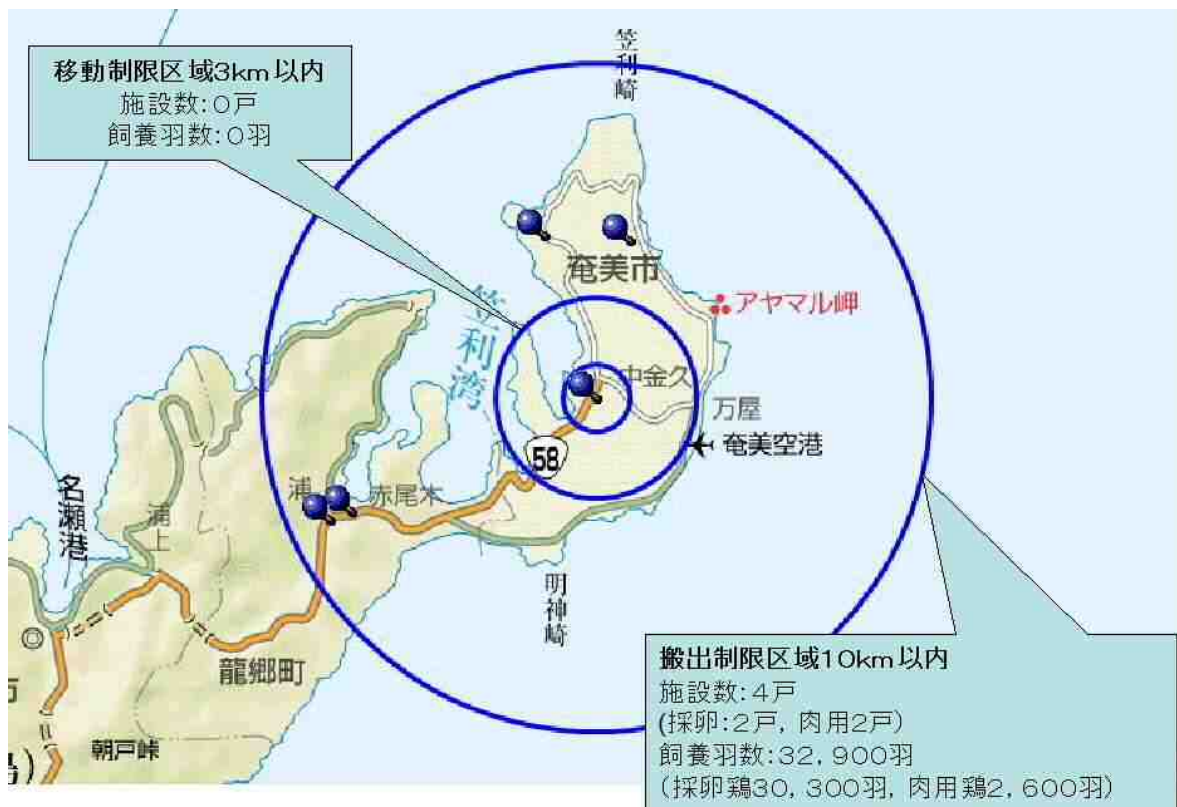
10 制限区域の制定

制限区域については、離島の立地条件を勘案し、制定するものとする。

【離島での制限区域制定に係る留意事項】

- (1) 地理条件や畜産業の分布状況等を勘案し、制限区域の必要範囲を検討する。
- (2) 制限区域の範囲・制限の期間は原則として本土発生時と同様とするが、離島という立地条件や発生状況等により、島内すべての地域を移動又は搬出制限区域として設定する必要があると判断される場合、県畜産課はその設定範囲について動物衛生課と協議する。

制限区域内の農場数及び飼養頭数（例）



11 消毒ポイント予定地の選定及び人員確保

発生農場からのウイルスの拡散を防ぐだけでなく、島外への拡散防止のため、主要幹線道路とともに港での車両消毒作業ポイントの設置が必須となる。

【離島での消毒ポイント制定に係る留意事項】

- (1) 消毒ポイントの設置条件は本土発生時と同様とするが、設定に際しては必要に応じて実地調査を行う。
- (2) 畜産関係車両の道路の利用状況を踏まえ、島内幹線道路上に必要に応じて数か所を選定する
- (3) 消毒ポイントの稼働時間は原則として6：00～20：00とし、人員配置は1日2交代制とする。
- (4) 港及び空港乗降客に対しては消毒マット、噴霧器等の設置により対応する。
- (5) 港での車両消毒については、深夜帯を含めフェリー寄港時間に合わせてポイント稼働する。
- (6) 20：00～6：00の時間帯は、原則として島内畜産関係車両の移動の自粛を要請する（市町村の協力のもと実施する。）。

消毒ポイントの設置（例）



(C)Yahoo Japan

12 病性決定時の連絡体制

病性決定時の連絡体制(離島版 支所編)

(発生的事实, 移動制限・自粛)

